

## 特定事務監査結果報告書

「試験研究機関・大学等における高額機器（重要  
物品・借用物品）の管理・活用状況等について」

平成26年 3月

神奈川県監査委員



地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき、本県の試験研究機関・大学等における高額機器に関する事務の執行について監査を行い、同条第9項及び第11項の規定に基づき監査結果に関する本報告を合議により決定した。この報告は、同条第9項の規定により、議会及び知事に提出するとともに公表するものである。

平成26年3月11日

神奈川県監査委員	真	島	審	一
同	高	岡		香
同	長	峯	徳	積
同	竹	内	英	明
同	平	本	さと	し



# 特定事務監査結果報告書

## 目次

第1	監査の対象	1
1	監査のテーマ	1
2	監査テーマの選定理由	1
3	監査テーマに関する制度の概要	1
	(1) 物品の概要	1
	(2) 重要物品の概要	2
	(3) 本県における物品管理の方法	3
第2	監査の実施	5
1	監査実施期間	5
2	監査実施対象所属	5
3	監査の実施方法	5
	(1) 予備調査	5
	(2) 書面調査	6
	(3) 実地調査	6
4	監査実施の着眼点	6
第3	監査の結果	8
1	高額機器の管理	8
	(1) 取得時期の集中	8
	(2) 保守点検・修繕履歴の管理	8
	(3) 利用低下機器（利用可能であるものの、修繕費や移設費等の不足や研究終了等により遊休状態にある物品）	9
	(4) 借用物品の管理について	9
2	高額機器の処分	10
	(1) 未廃棄の不用決定機器	10
	(2) 部品取りの前の不用決定の周知不足	10
	(3) 不用物品買受業者への売払い	11
3	まとめ	12
第4	監査対象の状況	14
1	全般的状況	14
	(1) 調査対象所属全体の物品の保有状況	14
	(2) 調査対象所属別の重要物品保有状況	14
	(3) 分類別の保有状況	17
	(4) 高額機器の取得年度別の保有状況	19
	(5) 借用物品の保有状況	22
	(6) 物品の効率的活用（管理換え）の状況	23
2	高額機器を巡る状況	24
	(1) 調査対象高額機器一覧	24

(2) 現物確認の状況 .....	28
(3) 高額機器の活用状況 .....	29
(4) 高額機器の維持管理（更新、保守点検、処分等） .....	33
(5) 物品管理制度全般についての所属の主な意見 .....	45

## 第1 監査の対象

### 1 監査のテーマ

試験研究機関・大学等における高額機器（重要物品・借用物品）の管理・活用状況等について

### 2 監査テーマの選定理由

本県の試験研究機関等は、感染症・放射能・食肉・水質等の検査、地震活動の監視など県民の安心・安全に係わる事業や地域社会のニーズに沿った試験研究、技術指導、情報提供、施設開放等を実施している。

また、大学、短期大学校、総合職業技術校や農業アカデミーは様々な分野における人材育成に取り組んでいる。

これらの所属では、業務の性質から他の所属よりも多数の高額機器を保有している傾向があり、定期監査において、備品を不用決定したものの、廃棄物処理委託経費が捻出できないため、直ちに廃棄処分せずに保管している事例が見受けられた。また、神奈川県財務規則（昭和29年規則第5号。以下「規則」という。）及び同運用通知の平成23年4月1日付け改正に伴い、備品及び借用物品について、毎年度1回現物を確認することとなったが、その活用状況や不用決定後の備品の処分・保管状況は確認対象外であることや、試験研究機関等の高額機器を所属横断的に点検した例がないことからテーマとして選定した。

### 3 監査テーマに関係する制度の概要

#### (1) 物品の概要

##### ア 地方自治法の規定

##### (ア) 物品の範囲

「物品」の範囲は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第239条第1項において規定され、県の所有する動産のうち、現金（現金に代えて納付される証券を含む。）、公有財産又は基金に属するもの以外のものと、県が使用するために借り上げて保管しているもの（県警察が使用している国有財産及び国有の物品を除く。）とされている。

##### (イ) 物品の分類

物品の分類については、法令に特段の規定はなく地方公共団体において、用途等により適宜定めてよいとされている。（昭和38年12月19日自治省通知）

##### イ 本県規則の規定

本県では、物品を取り扱う者の整理の利便と物品管理の統一を図るために規則第159条第1項の規定を設け、物品の分類を備品、消耗品、生産物、動物及び借用物品に区分し、さらに同条第3項に基づく物品分類表により

借用物品以外の物品につき細分類を定めている。

また、物品の性格上は備品に該当するものであっても、帳簿価額が5万円未満のものなどは消耗品とすることとしている。

県財務規則（抜粋）

（分類）

第159条 物品の分類は、次の各号に掲げるとおりとし、その意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 備品 県の所有に属する動産で比較的長期間にわたつて、その性質又は形状を変えることなく使用に耐えるもの（第3号及び第4号に定める物を除く。）
- (2) 消耗品 県の所有に属する動産で通常の方法による短期間の使用によつて、その性質又は形状を失なうことにより使用に耐えなくなるもの（次号及び第4号に定める物を除く。）
- (3) 生産物 試験、研究、実習、作業等により生産、製作又は漁獲した物で県の所有に属するもの（次号に定める物を除く。）
- (4) 動物 県の所有に属する獣類、鳥類、魚類等で飼育するもの
- (5) 借用物品 県の所有に属しない動産で使用のため保管しているもの

2 前項第1号及び第4号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる物品は、消耗品とする。

- (1) 備品に該当する物のうち、第169条に定める価額（以下「帳簿価額」という。）が5万円未満の物（資料価値の高い図書その他保存の必要のある図書を除く。）並びに美術品及び骨とう品以外のガラス製品、陶磁器等の破損しやすい物
- (2) 記念品、褒賞品その他これらに類する物
- (3) 実験解剖用の動物
- (4) 観賞用小動物及び試験研究又は種苗放養のため必要な水産動物等
- (5) 試験研究機関等において試験又は実験の対象とする物
- (6) 前各号に掲げる物のほか、使用目的が特殊なため、財政部長が備品又は動物として扱うことを不相当と認める物

3 物品（借用物品を除く。）の細分類は、別に定める。

## (2) 重要物品の概要

### ア 地方自治法の規定

法第233条第5項の規定により、毎年度の決算を議会の認定に付すに当たって知事が決算とともに提出する書類の一つとして、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第166条第2項は「財産に関する調書」を定めている。この調書の様式は、同条第3項の規定により、総務省令で定める様式を基準としなければならないとされ、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第16条の2の規定による様式では、物品に関しては「重要な物品について必要に応じ記載すること」と定められている。

なお、「財産に関する調書」に記載する重要な物品（以下「重要物品」



という。)の範囲については、法令に特段の定めがないため、地方公共団体において定めることになる。

#### イ 本県規則の規定

本県では物品に関し、規則第191条第2項及び第193条第1項の規定により、物品出納員(各所にあつては出納員。以下同じ)は、備品台帳等を備えなければならないと規定している。そして、帳簿価額100万円以上の備品等の当該年度における状態(増減及び年度末現在高)について、規則第137条第1項第3号の規定により物品出納員は備品台帳を基に毎年度作成する「物品に関する調書」に記載し、会計年度終了後2箇月以内に会計管理者に送付することとしており、会計管理者はこの調書を取りまとめて物品に関する「財産に関する調書」としている。すなわち、本県では帳簿価額100万円以上の備品等を重要物品として管理している。

そして、重要物品については、物品管理者は物品の管理換え、不用決定、有償貸付及び動物の処分に当たっては、あらかじめ課長の承認を要する点がその他の物品の手続と異なっている。

### (3) 本県における物品管理の方法

#### ア 現行制度の概要

本県では規則及び同運用通知の平成23年4月1日付け改正に伴い、従来の紙様式による管理に代えて新たにデータベースによる物品管理方式を導入し、各所属(企業庁を除く。)は「備品台帳」や「借用物品台帳」等について、電磁的記録により各所属のサーバで管理し、台帳はExcel形式でデータを出力することが可能となった。また、各所属は備品・借用物品を受け入れた時には、データベースから出力した管理シールを当該物品に貼付することとしている。

また、企業庁では、神奈川県公営企業財務規程(昭和42年企業管理規程第11号)及び神奈川県公営企業固定資産管理規程(昭和39年企業管理規程第7号。以下「固定資産管理規程」という。)により、耐用年数が1年以上で価格10万円以上の「車両運搬具」、「船舶」、「工具」、「器具及び備品」等について、電子計算組織(固定資産管理サブシステム)で作成された固定資産台帳(本庁)及び固定資産保管台帳(各所)で管理し、資産番号を記した「資産番号標」を当該備品等に取り付けることとしている。

#### イ 現物照合の実施

各所属(企業庁を除く。)は、規則等に基づき、備品・借用物品の照合を少なくとも毎年度1回実施し、その結果を備品台帳または借用物品台帳に記録しなければならないこととしている。

また、企業庁では固定資産管理規程に基づき、実地照合を毎年度1回実施することとしている。

## ウ 物品の効率的活用

本県では「物品の効率的活用に関する実施要領」に基づき、省資源及び経費節減を図るため、「遊休物品の再活用」及び「物品の共通利用」を推進することとしており、各所属がパソコンで利用できる神奈川県グループウェアシステム（以下「グループウェア」という。）内に「物品の効率的活用」の項目を設け、各所属が遊休物品や共通利用可能物品等の登録及び閲覧を行えるようにして、物品の効率的活用を促進している。

「遊休物品の再活用」については、各所属で不要となった物品又は将来確実に不要となる物品（遊休物品）と取得を予定している物品（取得予定物品）の情報を登録リストに掲載することとし、第三セクター等の関係団体が物品の譲渡及び取得を希望する場合は、所管課を通じて、リストに掲載できることとしている。

なお、遊休物品の登録については、備品、消耗品にかかわらず、原則として全て登録することとし、取得予定物品の登録については、原則として備品は全て登録することとし、消耗品は紙類や事務用品等各所属で日常的に取得するものを除いてできる限り登録することとしている。

「物品の共通利用」については、各所属で管理している物品のうち、一定期間他の所属に貸出しを行うことができる物品（共通利用可能物品）と他の所属から貸出しを希望する物品（共通利用希望物品）を登録リストに掲載することとしている。なお、登録する物品は、原則として備品とするが、消耗品についても全庁で共通利用していくことが有用であると考えられるものは対象とするとされている。

## 第2 監査の実施

### 1 監査実施期間

平成25年7月から26年3月まで

### 2 監査実施対象所属

テーマに該当する試験研究機関・大学等として、知事部局の23所属、企業庁の1所属（計24所属）を監査の対象としたほか、必要に応じて関係部局から説明を徴した。

No.	試験研究機関	局	機関名	支所等	調査方法	実地調査実施日
1		安全防災局	温泉地学研究所		予備・書面・実地	11月27日
2		環境農政局	環境科学センター		予備・書面・実地	11月28日
3		環境農政局	自然環境保全センター		予備・書面	
4		環境農政局	水産技術センター		予備・書面・実地	11月25日
5				相模湾試験場	予備・書面	
6				内水面試験場	予備	
7		環境農政局	農業技術センター		予備・書面・実地	12月3日
8				横浜川崎地区事務所	予備	
9				北相地区事務所	予備・書面	
10				三浦半島地区事務所	予備	
11				足柄地区事務所	予備	
12				かながわ農業アカデミー	予備	
13				畜産技術所	予備・書面	
14		保健福祉局	衛生研究所		予備・書面・実地	10月18日
15		保健福祉局	食肉衛生検査所		予備	
16		保健福祉局	保健福祉大学		予備・書面・実地	12月6日
17				実践教育センター	予備	
18		産業労働局	産業技術センター		予備・書面・実地	12月5日
19				工芸技術所	予備・書面	
20				計量検定所	予備・書面	
21		産業労働局	産業技術短期大学校		予備・書面・実地	11月26日
22				人材支援センター	予備	
23		産業労働局	東部総合職業技術校		予備・書面・実地	12月2日
24		企業庁	水道水質センター		予備・書面・実地	11月29日

### 3 監査の実施方法

#### (1) 予備調査

対象とする24所属から備品台帳及び借用物品台帳のデータの提出を受け、集計・分析を行った。また、調査対象とする「高額機器」とは、「重要物品」である備品のうち取得価格が500万円以上のもの及び「借用物品」のうち借用期間全体の賃借料が500万円以上のものと定義し、書面調査対象所属を

「高額機器」を保有する16所属に絞り込んだ。

## (2) 書面調査

対象とする16所属に対し、所属の概況や高額機器の管理状況等について、次の調査票による回答を求めた。

### 所属調査票

所属の概要、高額機器の導入及び更新方針、使用及び管理状況、借用物品、利用低下物品（利用可能であるものの、研究テーマ又は事業終了や研究者又は職員の転勤等により遊休状態にある高額機器）の状況、規則等の物品管理制度全般に関する意見等についての記載を依頼した。

### 備品調査票

備品台帳に登載されている備品のうち、什器（テーブル類、箱、戸だな類）・展示品を除き、金額の高いもの2点、取得時期の古いもの3点の計5点を抽出した上で、機器の概要や管理状況等についての記載を依頼した。

### 借用物品調査票

借用物品については、借用物品台帳に契約金額の記載がないため、借用期間（現契約期間）全体の賃借料の金額の高いもの上位3点（衛生研究所は特徴的なもの4点を抽出）を対象に、機器の概要や管理状況等について記載を依頼した。

### 不用決定備品調査票

平成23年度から25年度までに不用決定した高額機器について、金額の高いもの上位3点を対象に、機器の概要や処分の状況等について記載を依頼した。

以上の結果、所属調査票16件、備品調査票68件、借用物品調査票31件、不用決定備品調査票21件、合計136件の回答があった。

## (3) 実地調査

高額機器のうち、備品（什器・展示品を除く。）を15点以上保有する10所属に対し、事前に提出を受けた各調査票に基づき、担当者から対面で説明を聴取するとともに、高額機器の現物確認を実施した。

## 4 監査実施の着眼点

本県の試験研究機関・大学等における高額機器の管理・活用状況等の実態を調査・検証するため、着眼点を次のように定めた。

(1) 高額機器は有効に活用されているか。

(2) 規則等にのっとり、適切に維持管理（更新・処分・保守点検）されているか。また、使用簿等を作成するなどして、高額機器の使用状況が把握されているか。

(3) 物品の制度等で整備されていない点はないか。

(4) 他機関と共同利用可能な機器（常時使用しないため、他機関に貸借可能な

機器)や再利用(管理換え)できる機器はないか。

- (5) 利用低下機器(利用可能であるものの、研究テーマ終了や研究者転勤等により遊休状態にある物品)がある場合、その理由は何か。
- (6) 修理不能等であるものの、不用決定ないし廃棄処分を保留する高額機器が存在する場合、国庫補助等による処分制限など、予算不足以外の理由が存在するのか。また、国庫補助や起債により購入した機器の処分制限年数が把握されているか。
- (7) リース契約のリース料率は適正か。

### 第3 監査の結果

監査で把握した監査対象の状況は第4のとおりであるが、高額機器の管理・処分について、次のような事項が認められた。

#### 1 高額機器の管理

##### (1) 取得時期の集中

調査対象所属で保有する535点の高額機器の取得時期についてみたところ、平成3年度から7年度までが232点(43.4%)と突出(P.20【表7】参照)しており、これは平成3年度(環境科学センター)及び平成7年度(産業技術センター、産業技術短期大学校)に設置された施設が、それぞれの開所に合わせて機器を取得したことによるものである。また、その他の所属においても施設の開所に合わせて集中して機器を導入している。

各所属では、厳しい財政状況の中で、優先度の高いものから修理や更新を行っているが、今後、機器の更新時期が一斉に到来し、必要な経費が一時期に集中することで修理や更新が困難となり、業務に支障を来すことが懸念される。

##### (2) 保守点検・修繕履歴の管理

試験研究機関等においては、研究員等は業務の性質上、人事異動の周期が比較的長い傾向にあるため、機器の管理を長年任せられたままとなり、その履歴管理がおろそかになるおそれがあることから、保守点検・修繕履歴の管理について確認したところ、規則には物品の保守点検・修繕履歴を作成・保存する定めがないこともあり、次のア及びイのような状況が見受けられた。

##### ア 保守点検・修繕履歴の未作成・未保存

管理している機器の全て又は一部について、保守点検・修繕履歴を作成・保存していない所属があった(自然環境保全センター、水産技術センター、農業技術センター畜産技術所、保健福祉大学)。

##### イ 保守点検・修繕履歴の執行書類との同一管理

管理している機器の全て又は一部について、保守点検・修繕履歴を残しているものの、執行書類にのみ添付している所属があった(水産技術センター相模湾試験場、農業技術センター北相地区事務所、農業技術センター畜産技術所、産業技術短期大学校、東部総合職業技術校)。この執行書類は、前年度分及び現年度分は所属の部・課等のキャビネットに保存されるものの、前々年度以前分は書庫に引き継がれるため、文書保存期限(多くは5年)内であったとしても、必要な時に直ちに参照することが困難になる。

上記ア及びイに対し、所内のコンピュータシステムで保守点検・修繕履歴を管理している所属(産業技術センター)や、保守点検・修繕履歴簿を作成するとともにメンテナンス状況や交換部品名を記載したシールを機器に貼付している所属(水道水質センター)もあり、このように一部の所属では機器ごとに保守点検・修繕履歴が直ちに参照できる取組を行っていた。

多額の費用をかけて取得した高額機器については、より一層の安定的かつ有効な活用が期待されるところであり、保守点検・修繕履歴は当該機器の過去の状態を示す重要なものであるため、可能な限り、執行書類とは別管理として、保守点検・修繕の都度、当該記録文書又は写しをファイルに綴って機器周辺に設置するなどの方法で、必要な時に直ちに参照できる状態で保管しておくことが望ましい。

したがって、それぞれの機器の性格に応じて、履歴管理の必要性と職員の負担を踏まえて適切な方法を検討する必要がある。

### **(3) 利用低下機器（利用可能であるものの、修繕費や移設費等の不足や研究終了等により遊休状態にある物品）**

「物品の効率的活用に関する実施要領」において、各所属で不要となった物品又は将来確実に不要となる物品については、物品の情報をグループウェアに登録し、再活用を促進するよう定められているが、利用低下している物品については明確に定められていないため、その状況を確認したところ、次のような状況が見受けられた。

試験研究機関等が保有している高額機器の中には、修繕費や移設費等の不足や研究終了等により未利用となっているものの、再度利用する可能性があるとして保管しているもの（一番古いもので昭和61年度取得、大半は平成10年度以前取得）があった（環境科学センター、自然環境保全センター、農業技術センター、農業技術センター畜産技術所、産業技術センター工芸技術所。P.40 サ参照）。これらの機器のうち、一部の機器は、部屋自体が備品となっているような、巨大なものであった。

これらの機器については、毎年度1回の現物確認は行っているものの、今後の取扱方針を明確には定めていなかった。

一般的には、利用低下機器は、利用していない期間が長引くほど、部品がなくなる等により修理不能となる場合や、陳腐化が進み所要の機能を満たさなくなる場合があり、再度利用するに当たっては、多額の修繕費や維持費（光熱水費や消耗品費）等を要することが懸念される。

したがって、利用低下機器を保有する所属は、毎年度1回の現物確認時に修理の可能性、機能の有効性、業務の必要性の観点から再度利用する見込みをできる限り見極め、本庁主務課と協議するなどして、修理、不用決定、廃棄等の方針を判断することに留意する必要がある。

### **(4) 借用物品の管理について**

借用物品台帳については、分類が全て「501 借用物品」で登録されており、備品の細分類同様の登録がなされていないことから、物品の名称のみでは使用目的・用途が不明である。また、新規リース物品と再リース物品の区分がされておらず、受入年月日については、使用者の人事異動日等を除き、ほとんどの所属で現行契約の始期が登録されており、現行の借用物品台帳が平成

23 年度に導入されたこともあって、この台帳では、新規リース開始からの経過年数が判明しない状況となっていた。さらに、台帳には取得価格の欄はあるが記載は不要とされており、賃借料を記載する欄は設けられていないため、台帳記載の物品がどの程度の価値のものか判断できない状況となっていた。なお、一部の所属では、予算管理等に用いるために、借用物品台帳とは別に独自の一覧表等を作成していた。

## 2 高額機器の処分

物品の処分については、規則第 174 条第 1 項において「使用する必要のない物品又は破損した物品のうち管理換え、修理等により使用のできない物があるときは、物品処分調書（第 78 号様式）により不用の決定をしなければならない。」と定められており、また、規則第 175 条において「不用の決定がされた物品について、解体その他の方法により使用することができる部分を除き売却手続をしなければならない。ただし買受人がいないとき、売却費用が売却価額を超えるとき又は売り払うことが不適当と認めるときには、廃棄することができる。」と定められている。これを踏まえて監査した結果は、次のとおりである。

### (1) 未廃棄の不用決定機器

保有している高額機器の一部について、処分経費が捻出できないとして、不用決定後も処分することなく保管（計 4 点、取得価格 32,214 千円）している所属があった（農業技術センター畜産技術所、産業技術センター計量検定所）。このうち、一部の機器は、平成 23 年 12 月の不用決定から 2 年を経過していた（P.43 参照）。

### (2) 部品取りの前の不用決定の周知不足

修理不能機器の部品を他機器に再使用（いわゆる「部品取り」）する際には、事前に不用決定を行うこととされている。しかし、手続が十分に周知されていないため、不用決定を行うことなく、修理不能となった高額機器（ガスクロフォーリエ変換赤外線装置）について一部の部品（オープンセンサー）を取り出して、使用中の他の機器（ガスクロマトグラフ質量分析計）の交換部品として、再使用し、部品購入費（約 13 千円）を節減していた所属があった（環境科学センター）。

なお、この機器については本件実地調査後に会計局に照会し、その回答を受けて不用決定の手続が行われた。

このほか、平成24年度包括外部監査においても、故障中で製造中止の備品を不用決定せず、部品取りのため保管している所属が認められている（平成24年度包括外部監査結果報告書94頁）。

試験研究機関等においては、前記 1 の(3)のように利用低下している機器が多く見受けられるが、不用決定と部品取りの順序が所属に十分理解されてい



ないこともあり、上記以外の所属でも不用決定を行うことなく部品取りを行うおそれがあると考えられる。

したがって、物品管理事務の執行について、次のとおり、改善が必要と認められる。

<要改善事項1>

備品から部品取りをする場合は、事前に不用決定の手続を行う必要があることについて、改めて周知を図り、適正な取扱いが徹底されるよう改善する必要がある。（会計局）

### (3) 不用物品買受業者への売払い

廃棄物行政においては、「行政処分の指針について」（平成 25 年 3 月 29 日環境省産業廃棄物課長通知）の「廃棄物該当性の判断について」により、必ずしも市場の形成が明らかでない物については、法の規制を免れるため、恣意的に有償譲渡を装う場合等も見られることから、当事者間の有償譲渡契約等の存在をもって直ちに有価物と判断することなく、物の性状、排出の状況、通常の見取り形態、取引価値の有無、占有者の意思の判断要素の基準により総合的に判断する旨が通知されている。このこともあって、本県においては、修理不能品については廃棄物処理業者への委託によって処分することが一般的となっている。

しかし、従来であれば廃棄物処理業者に委託して廃棄していた修理不能品を含む不用物品について、一括して売り払うことができた例が見受けられた。この機器は、廃棄物処理委託を行う場合には、その費用が、一部の大型機器だけで概算 100 万円と見込まれたことから、売払いを試行することとし、競争入札参加資格者名簿に不用物品買受業者として登録されている複数の業者に見積りを依頼した。依頼に当たっては、単品の買い受けでも可とし、不用物品の用途や状態を示した一覧表を交付するとともに現物確認の機会も与えた。その結果、全ての不用物品（大型高性能二重収束質量分析装置、プラズマ質量分析装置用アルゴンプラズマ質量分析装置ほか）を漏れなく売り払うことができ、廃棄物処理委託費用が不要となったばかりでなく、平成 24 年 11 月の売却では合計約 8 万円、平成 25 年 11 月の売却では合計約 25 万円の収入を得ていた（産業技術センター）。

なお、業者の説明によれば、不用物品から金属、特殊な素材又は部品を取り出したほか、金物や中古品として売却し、残りを廃棄処分したとのことである。

このように売払いに至ったことは、売払いを原則としている規則第 175 条に則したもので、廃棄物処理委託費用の負担を免れるとともに売払収入の獲得により県財政に対して寄与するところが大きい。さらに、環境負荷の軽減の意義も有している。すなわち、環境基本法第 8 条第 4 項において、事業者

の責務として、「事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。」と定められており、環境行政の推進者である県が自ら環境負荷の軽減に寄与する意義も有している。

しかし、こうした事例等の庁内周知が十分ではないため、前述のとおり廃棄物処理業者への委託によって処分することが一般的な状況となっている。

したがって、物品管理事務の執行について、次のとおり、改善が必要と認められる。

< 要改善事項 2 >

循環型社会の推進に伴い、これまで廃棄しか想定しなかったような不用物品についても売却可能な事例が出ていることから、売却できた先行事例や売却に当たっての留意点を改めて庁内に周知することにより、各所属がフロンや鉛等の有害物質の規制に留意しつつ、財務規則が原則とする売払いを積極的に行えるよう改善する必要がある。（会計局・環境農政局）

### 3 まとめ

かながわグランドデザインにおいて、県試験研究機関は科学技術活動の活発な展開や先導的な共同研究の推進と地域への成果展開の主体と位置付けられており、これらの所属の担う役割は大きなものになっている。

厳しい財政状況の中、高額機器の導入・更新については、近年は購入ではなく、リース対応が一般的となっており、その多くは再リースを繰り返している。

また、高額機器の中には、運用に当たって少なからず経費を要するものもあるが、各試験研究機関等は様々な工夫を凝らして、限られた経費をやりくりしていた。

しかしながら、バブル期前後に大量に取得した機器が取得から 20 年程度経過していることもあって、更新時期が一斉に到来し、修理や更新に必要な経費が一時期に集中することで、近い将来に修理や更新が困難となり、業務に支障が生じることが懸念される。

今後とも、試験研究機関等が県民や事業者等から寄せられる期待に十分応えられるように、運営の基礎となる機器の不具合や不備がないよう県全体で配慮することが望まれる。

また、本件調査において、不用となった高額機器から部品取りを行った事例や廃棄に代えて売払いを行った事例が見受けられた。このような取組が広がることによって廃棄費用の低減や購入費用の節減又は収入の確保が大きく図られていくものであり、その端緒として、財務事務執行の経済性・効率性の観点から高く評価するものであるが、さらに、県の環境行政の有効性の観点からも評

価するものである。

すなわち、県が策定した「神奈川県循環型社会づくり計画」の基本理念（県の目指すべき姿）において、個々の県民、事業者にとって「不要なもの」であっても、社会全体としては有用な「資源」として循環させ、将来、廃棄物と呼ばれるものが「ゼロ」になる地域社会を目指すという考え方を「廃棄物ゼロ社会」として掲げている。この先導的立場にある県に対しては、自らの廃棄物の発生抑制とともに、有害物質等の適正処理を前提とした循環的利用の積極的な取組を推進することにより、県民や事業者等の模範となって、環境負荷の少ない持続可能な循環型社会の構築に寄与することを期待するものである。

## 第4 監査対象の状況

### 1 全般的状況

予備調査で把握した全般的状況は次のとおりである。

#### (1) 調査対象所属全体の物品の保有状況

調査対象所属の物品（取得価格5万円以上）の保有状況について各所属の備品台帳を確認したところ、その結果は表1のとおりであり、平成25年7月16日現在において、全体で21,918点保有し、取得価格合計額が約146億円となっていた。

主な内訳として、規則上の重要物品（100万円以上）は1,969点（9.0%）、取得価格合計額が約107億円（73.2%）、本調査で定義する取得価格500万円以上の「高額機器」は535点（2.4%）、取得価格合計額が約76億円（52.0%）であった。

【表1】調査対象所属全体の物品の保有状況

	1億円以上	1億円未満・5千万円以上	5千万円未満・2千万円以上	2千万円未満・1千万円以上	1千万円未満・5百万円以上	高額機器（5百万円以上）計	5百万円未満・100万円以上	重要物品合計	100万円未満	合計
点数	2	19	74	126	314	535	1,434	1,969	19,949	21,918
%	0.0	0.1	0.3	0.6	1.4	2.4	6.6	9.0	91.0	100.0
価格(百万円)	284	1,346	2,121	1,714	2,137	7,603	3,105	10,708	3,922	14,630
%	2.0	9.2	14.5	11.7	14.6	52.0	21.2	73.2	26.8	100.0

取得価格は、各項目で百万円未満切り捨てのため合計は一致しない。

#### (2) 調査対象所属別の重要物品保有状況

重要物品の調査対象所属別の保有状況は、表2のとおりであり、産業技術短期大学校人材支援センターを除く23所属が重要物品を保有し、このうち16所属が高額機器を保有していた。

【表2】調査対象所属別の重要物品保有状況（単位：点）

所属名	1億円以上	1億円未満・5千万円以上	5千万円未満・2千万円以上	2千万円未満・1千万円以上	1千万円未満・5百万円以上	高額機器（5百万円以上）計	5百万円未満・100万円以上	重要物品合計	取得価格合計(千円)
温泉地学研究所	0	0	0	4	12	16	10	26	143,720
環境科学センター	0	2	4	3	10	19	242	261	944,018
自然環境保全センター	1	0	0	3	10	14	49	63	335,082
水産技術センター	0	0	2	8	20	30	54	84	415,256
水産技術C相模湾試験場	1	0	0	1	1	3	24	27	241,439
水産技術C内水面試験場	0	0	0	0	0	0	25	25	53,325

所属名	1億円以上	1億円未満・5千万円以上	5千万円未満・2千万円以上	2千万円未満・1千万円以上	1千万円未満・5百万円以上	高額機器 (5百万円以上) 計	5百万円未満・100万円以上	重要物品合計	取得価格 合計 (千円)
農業技術センター	0	0	2	9	11	22	153	175	521,383
農業技術C横浜川崎地区事務所	0	0	0	0	0	0	5	5	7,850
農業技術C北相地区事務所	0	0	0	0	1	1	5	6	12,814
農業技術C三浦半島地区事務所	0	0	0	0	0	0	9	9	15,890
農業技術C足柄地区事務所	0	0	0	0	0	0	17	17	25,823
農業技術Cかながわ農業アカデミー	0	0	0	0	0	0	17	17	37,894
農業技術C畜産技術所	0	1	0	3	7	11	48	59	267,138
衛生研究所	0	0	11	9	25	45	165	210	929,068
食肉衛生検査所	0	0	0	0	0	0	18	18	34,838
保健福祉大学	0	0	0	9	22	31	167	198	577,242
保健福祉大学実践教育C	0	0	0	0	0	0	3	3	4,905
産業技術センター	0	16	41	48	62	167	195	362	3,980,798
産業技術C工芸技術所	0	0	0	2	2	4	30	34	96,690
産業技術C計量検定所	0	0	0	0	1	1	12	13	37,942
産業技術短期大学校	0	0	6	8	57	71	70	141	786,213
産業技術短期大学校人材支援C	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東部総合職業技術校	0	0	4	13	60	77	58	135	812,993
水道水質センター	0	0	4	6	13	23	58	81	426,500
合計(24箇所)	2	19	74	126	314	535	1,434	1,969	10,708,832

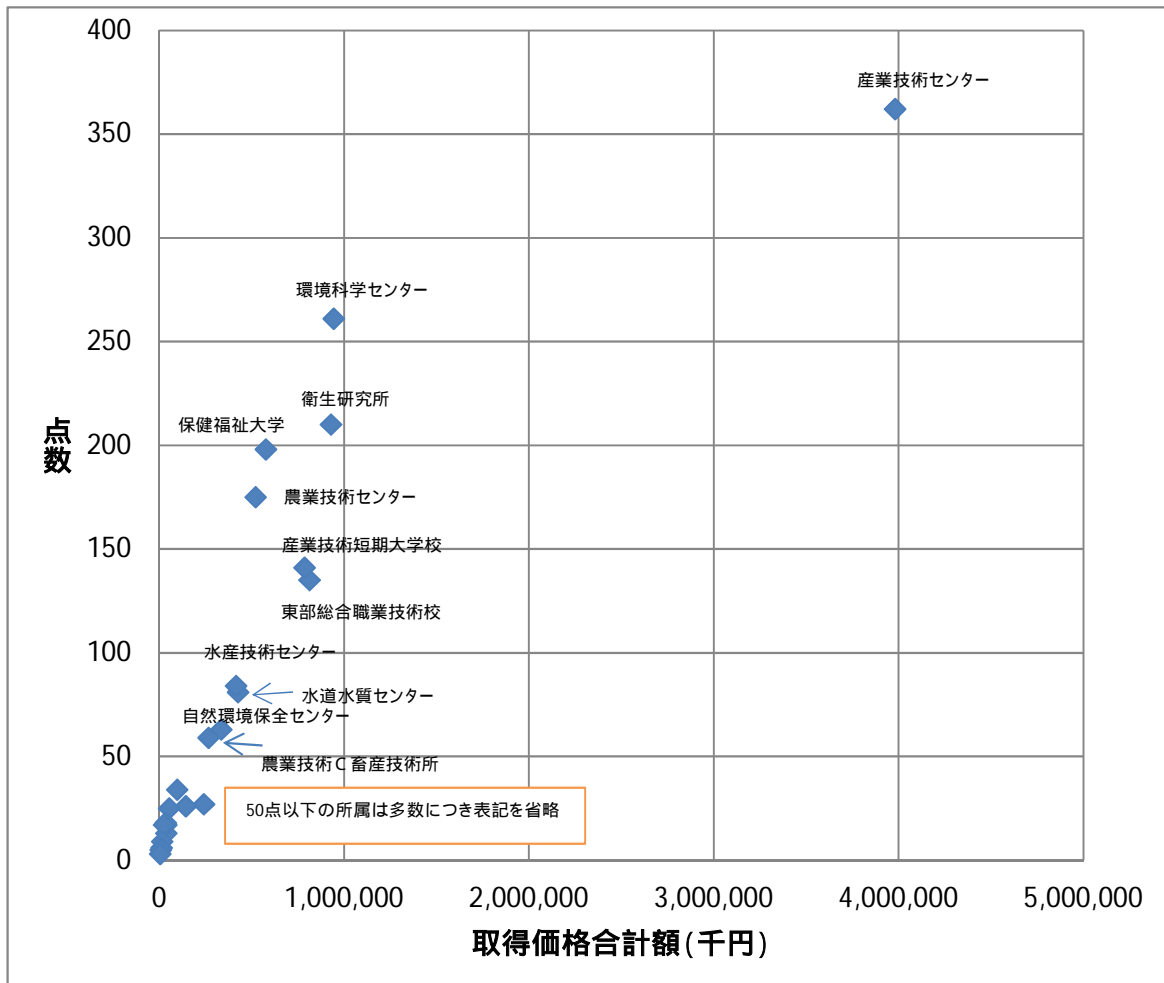
取得価格は、各項目で千円未満切り捨てのため合計は一致しない。

所属名の「C」は、「センター」の略(以下同じ。)

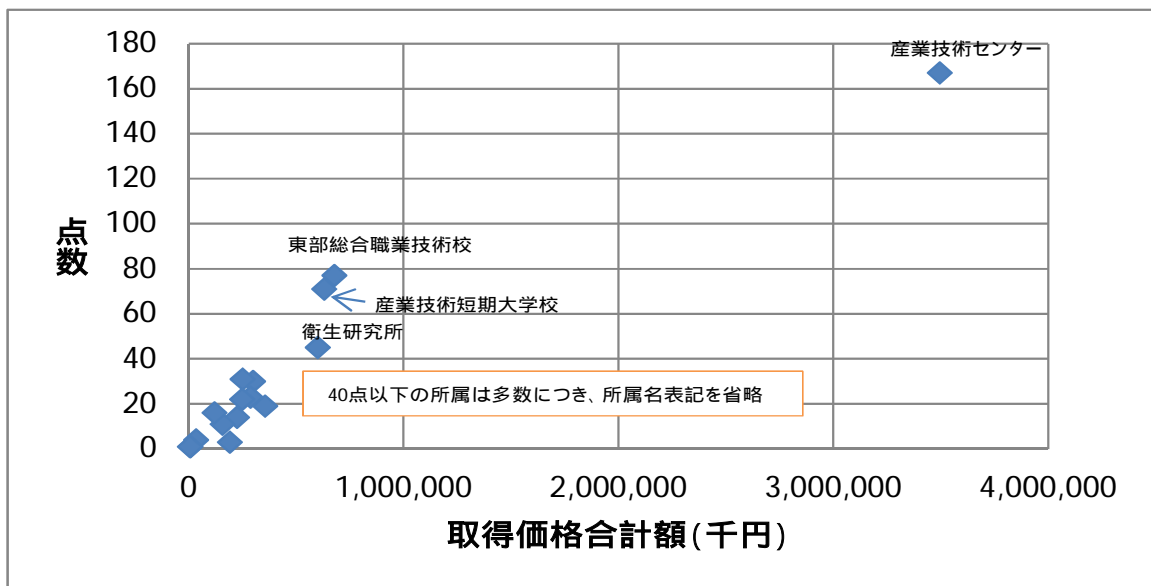
重要物品を保有している所属における取得価格合計額の分布を見ると、図1のとおりであり、高額機器については、図2のとおりであった。取得価格合計額が最も高額であったのは産業技術センターであり、試験実験機器類が半数以上を占めていた。

また、1億円以上の高額機器は、水産技術センター相模湾試験場の「動力船」(19t)(168,624千円)及び自然環境保全センターの「ジオラマ丹沢のすがた」(115,788千円)の2点であり、5千万円以上の高額機器は、産業技術センターが試験実験機器類等(多核固体用FT-NMR装置等)を16点保有し、環境科学センターが計測機器類(シャーシダイナモメーター等)を2点保有し、農業技術センター畜産技術所が試験実験機器類(人工気象室)を1点保有していた。

【図1】重要物品を保有している所属の分布



【図2】高額機器を保有している所属の分布



### (3) 分類別の保有状況

県は、備品の細分類を 22 分類で管理し、企業庁は「工具器具及び備品」で管理しており、このうち、対象所属で保有する重要物品の分類は、18 分類（テーブル類、箱、戸だな類、ちゆう具類、冷暖房機器類、事務用機器類、計測機器類、写真光学機器類、医療機器類、試験実験機器類、農水産機器類、諸機械類、船車類、諸工具類、教養及び体育機器類、雑器具類、標本、美術品類、教授用具類、工具器具及び備品）であった。また、そのうち対象所属で保有する 500 万円以上の高額機器の分類は、11 分類（テーブル類、箱、戸だな類、計測機器類、写真光学機器類、試験実験機器類、農水産機器類、諸機械類、船車類、標本、美術品類、教授用具類、工具器具及び備品）であった。

この分類を類似のグループごとにまとめて 7 区分とし、この区分により整理したものが、表 3 から表 6 までである。

【表 3】重要物品の分類（18 分類を 7 区分に整理）

分類（7 区分）	物品の細分類（(1)～(22)）等による分類（23分類）のうち重要物品のある18分類	例
什器	(2)テーブル類	作業台など
	(3)箱、戸だな類	書架など
	(7)ちゆう具類	冷蔵庫など
	(8)冷暖房機器類	空調機、暖房機など
試験及び測定器	(10)計測機器類	測定装置、メーターなど
	(13)試験実験機器類	分析装置、実験装置など
教養機器	(18)教養及び体育器具類	A V 機器など
	(22)教授用具類	県立学校の教授用具
機械器具その他	(9)事務用機器類	コンピュータ周辺機器など
	(11)写真光学機器類	カメラ、顕微鏡など
	(12)医療機器類	滅菌器など
	(14)農水産機器類	搾乳機、製茶機など
	(15)諸機械類	加工機械、電気通信機など
	(17)諸工具類	機械工具、溶接器具など
	(19)雑器具類	
船、自動車等	(16)船車類	公用車、動力船など
標本、美術品等	(20)標本、美術品類	展示品など
公営企業備品	工具器具及び備品	水質分析装置など

【表4】高額機器の分類（11分類を7区分に整理）

分類（7区分）	物品の細分類（(1)～(22)）等による分類（23分類）のうち高額機器のある11分類	例
什器	(2)テーブル類	作業台など
	(3)箱、戸だな類	書架など
試験及び測定器	(10)計測機器類	測定装置、メーターなど
	(13)試験実験機器類	分析装置、実験装置など
教養機器	(22)教授用具類	県立学校の教授用具
機械器具その他	(11)写真光学機器類	カメラ、顕微鏡など
	(14)農水産機器類	搾乳機、製茶機など
	(15)諸機械類	加工機械、電気通信機など
船、自動車等	(16)船車類	公用車、動力船など
標本、美術品等	(20)標本、美術品類	展示品など
公営企業備品	工具器具及び備品	水質分析装置など

【表5】分類別の保有状況（重要物品）

分類	点数	取得価格（千円）	金額構成比
什器	59	152,820	1.4%
試験及び測定器	961	5,952,792	55.6%
教養機器	187	551,267	5.1%
機械器具その他	574	3,093,305	28.9%
船、自動車等	72	287,706	2.7%
標本、美術品等	35	244,439	2.3%
公営企業備品	81	426,500	4.0%
合計	1,969	10,708,832	

取得価格は、分類毎に千円未満切り捨てのため合計は一致しない。

【表6】分類別の保有状況（高額機器）

分類	点数	取得価格（千円）	金額構成比
什器	4	37,020	0.5%
試験及び測定器	247	4,326,279	56.9%
教養機器	30	244,717	3.2%
機械器具その他	218	2,339,109	30.8%
船、自動車等	3	179,136	2.3%
標本、美術品等	10	188,762	2.5%
公営企業備品	23	288,685	3.8%
合計	535	7,603,712	

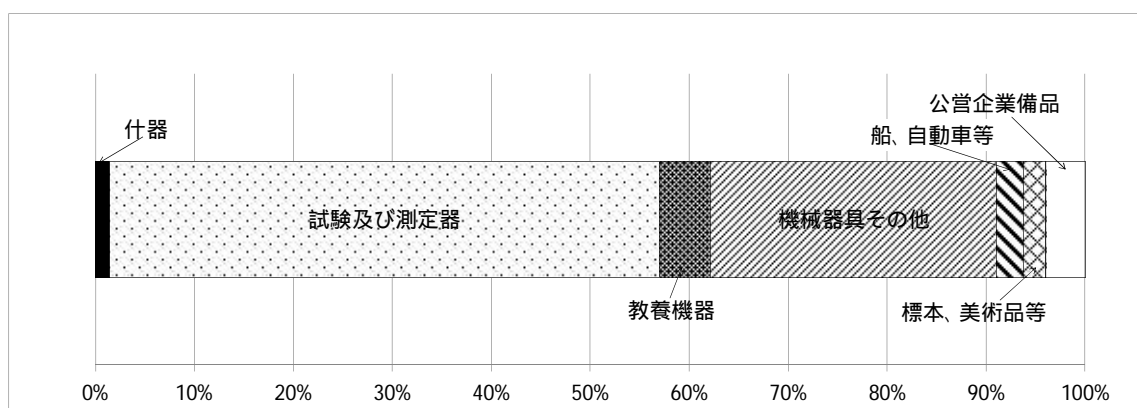
取得価格は、分類毎に千円未満切り捨てのため合計は一致しない。



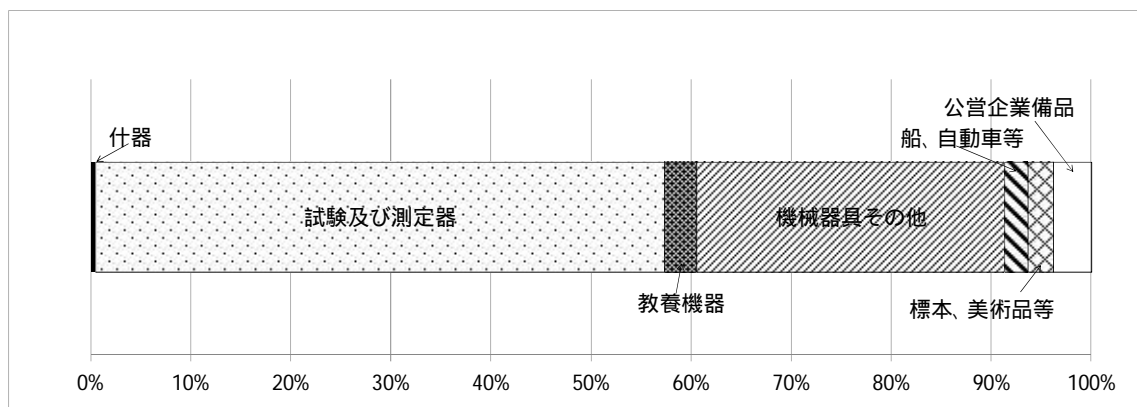
調査対象所属の重要物品を分類別の取得価格合計額ベースの構成比率で見ると、図3のとおり、試験及び測定器が約55.6%と最も大きな割合を占めており、最も高額なものは産業技術センターの多核固体用FT-NMR装置(99,292千円)であった。

また、次いで機械器具その他が約28.9%となっており、最も高額なものは産業技術センターのMBE(分子線エピタキシャル)装置(57,680千円)であった。

【図3】分類別の保有状況(取得価格構成比グラフ:重要物品)



【図4】分類別の保有状況(取得価格構成比グラフ:高額機器)



#### (4) 高額機器の取得年度別の保有状況

高額機器の取得年度ごとに点数及び取得価格を分類したところ、表7のとおりとなった。

高額機器のうち什器及び標本、美術品等を除く機械(試験及び測定器、教養機器、機械器具その他、船、自動車等、公営企業備品)について見ると、全機械521点中、平成12年度以前の導入の物品は354点と約67.9%を占めている。

取得後30年以上を経過した高額機器の事例は、古い順に基準懸垂はかり試

験器（昭和 36 年度取得、産業技術センター計量検定所：平成 25 年 10 月不用決定済）、クランクプレス（昭和 53 年度当初導入、産業技術短期大学校）、塗装室（昭和 56 年度当初導入、産業技術短期大学校）となっている。

なお、備品台帳上、所属が物品を取得した日付のみを記載することになっているため、他所属からの管理換備品については、備考欄等に情報を入力した所属以外は県が当初導入した時期（実際の経過年数）が不明につき、この調査では台帳で判明した情報を元に取得年度を起算した。

また、会計局指導課長通知（平成 23 年 1 月 13 日付け会指第 76 号通知等）により、県の所有に属するものの、何らかの理由で備品台帳の簿外となっている物品（簿外備品）のうち、財産からの編入や寄付受入れ等の取得した経緯が判明しないものは、その事実が判明した日をもって原始取得として取り扱っているが、水産技術センターに当該重要物品が 6 点存在し、これらについても県が当初導入した時期（実際の経過年数）が不明であるため、原始取得日を元に取得年度を起算した。

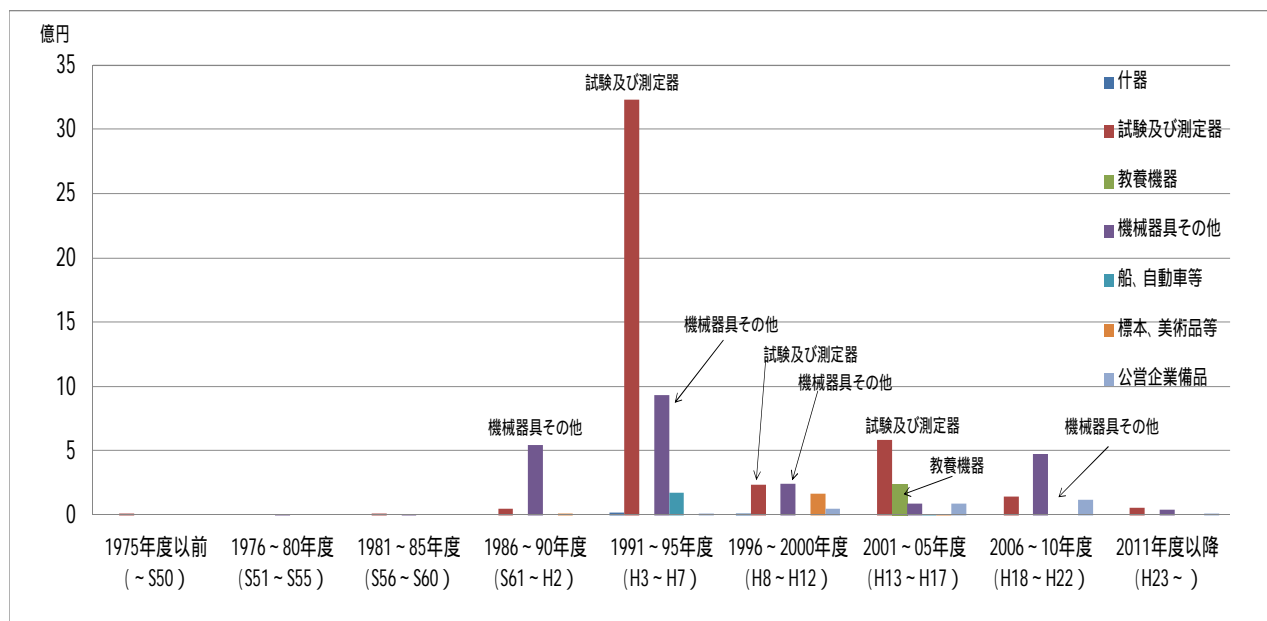
【表 7】高額機器の取得年度別・分類別 点数及び取得価格合計

(単位:千円)

	什器		試験及び測定器		教養機器		機械器具その他		船、自動車等		標本、美術品等		公営企業備品		合計	
	点数	取得価格	点数	取得価格	点数	取得価格	点数	取得価格	点数	取得価格	点数	取得価格	点数	取得価格	点数	取得価格
1975年度以前 (～S50)			1	9,480											1	9,480
1976～80年度 (S51～S55)							1	5,800							1	5,800
1981～85年度 (S56～S60)			1	10,700			1	6,502							2	17,202
1986～90年度 (S61～H2)			6	53,764			61	547,645			1	12,596			68	614,006
1991～95年度 (H3～H7)	2	23,175	153	3,230,545			73	929,590	2	173,729			2	15,170	232	4,372,211
1996～2000年度 (H8～H12)	2	13,845	25	236,827			23	241,171			8	169,166	5	54,758	63	715,768
2001～05年度 (H13～H17)			47	586,624	30	244,717	8	86,430	1	5,407	1	7,000	6	89,290	93	1,019,469
2006～10年度 (H18～H22)			9	141,275			46	477,974					9	118,549	64	737,799
2011年度以降 (H23～)			5	57,062			5	43,995					1	10,918	11	111,975
合計	4	37,020	247	4,326,279	30	244,717	218	2,339,109	3	179,136	10	188,762	23	288,685	535	7,603,712

取得価格は、分類毎に千円未満切り捨てのため合計は一致しない。

【図5】高額機器の取得年度別・分類別 取得価格合計の推移



### (5) 借用物品の保有状況

調査対象所属の借用物品の保有状況について各所属の借用物品台帳を確認したところ、その結果は、表8のとおりであり、平成25年7月16日現在において、全体で2,161点保有し、農業技術センター横浜川崎地区事務所及び水道水質センターを除く22所属が借用物品を保有していた。保健福祉大学の平成24年度の借用開始点数が突出しているが、これは、同年4月に情報ネットワークシステム機器としてサーバーシステム一式、パソコン535台、プリンタ157台等を借り入れたものである。

【表8】借用物品の借用開始年度別点数

(単位：点)

所属名	借用開始時期(年度)										合計
	2004年 以前 (~H16)	2005年 (H17)	2006年 (H18)	2007年 (H19)	2008年 (H20)	2009年 (H21)	2010年 (H22)	2011年 (H23)	2012年 (H24)	2013年 (H25)	
保健福祉大学					7	1	1	17	1,032	1	1,059
衛生研究所	20	10	15	12	27	45	22	37	56	37	281
産業技術センター					22	8	6	13	26	121	196
自然環境保全センター				9		55	21	45	17	2	149
農業技術C畜産技術所					6	87	1	7		8	109
環境科学センター	17	3	8	22	8	4	3	6	9	5	85
温泉地学研究所					5	21	23	10	2	6	67
農業技術センター				3	2	2	7	4	43	2	63
水産技術センター	1				3	3	2	7	8	1	25
農業技術Cかながわ農業 アカデミー	2		1	5	4	2		3	4		21
東部総合職業技術校				13	1		2	2	1		19
産業技術C計量検定所				2	3		5			6	16
食肉衛生検査所					1	4	1	4	4		14
産業技術C工芸技術所	4		2	2	1	1		1	1		12
産業技術短期大学校						6		3	2	1	12
保健福祉大学実践教育C								6	2	2	10
水産技術C内水面試験場								1	2	2	5
農業技術C足柄地区事務 所							1	3	1		5
農業技術C北相地区事務 所						1		1	2		4
産業技術短期大学校人材 支援C			1		1			1		1	4
農業技術C三浦半島地区 事務所								1	1	1	3
水産技術C相模湾試験場						1		1			2
農業技術C横浜川崎地区 事務所											0
水道水質センター											0
合計	44	13	27	68	91	241	95	173	1,213	196	2,161

## (6) 物品の効率的活用（管理換え）の状況

平成 23 年度以降に対象所属が管理換え受入れないし払出しの手続を行った重要物品の状況は表 9 のとおりであり、12 点中 7 点が本庁又は本所と支所間の管理換えで、2 点が廃止した高等職業技術校からの管理換え受入れ、残り 3 点は、払出先所属名が台帳上記録されていなかったため、予備調査では払出先が不明であった。

【表 9】重要物品の管理換え状況（平成 23 年度以降）

細分類	品目名	取得価格	前所属	新所属	管理換日
試験実験機器類	真空凍結乾燥機	円 1,277,200	水産技術 C 相模湾試験場	水産技術セン ター	平成24年5月29日
計測機器類	流速計	1,554,000	水産技術セン ター	水産技術 C 相模湾試験場	平成24年3月6日
試験実験機器類	水中テレビ装置	2,884,000	水産技術セン ター	水産技術 C 相模湾試験場	平成24年3月6日
農水産機器類	管理機	2,884,000	農業技術セン ター	記載なし (農業技術 C 三 浦半島地区事 務所)	平成24年8月7日
試験実験機器類	予察灯	1,102,100	農業技術 C 北相地区事務 所	記載なし (農業技術セン ター)	平成25年7月4日
事務用機器類	全自動孔版印刷機 (リソグラフ)	1,080,000	平塚高等職業 技術校	農技 C 畜産技術所	平成25年3月26日
計測機器類	スペクトロメーター	11,106,900	危機管理対策 課	衛生研究所	平成24年3月26日
計測機器類	スペクトロメーター	5,071,500	衛生研究所	記載なし (危機管理対 策課)	平成25年1月15日
医療機器類	高度救急処置シュミ レーター II 型	1,470,000	保健福祉大学	保健福祉大学 実践教育 C	平成23年4月1日
諸機械類	無断持出禁止検知シ ステム (ブックディテクショ ンシステム)	1,575,000	保健福祉大学	保健福祉大学 実践教育 C	平成23年4月1日
医療機器類	I C U 監視装置	1,860,000	保健福祉大学	保健福祉大学 実践教育 C	平成23年4月1日
諸機械類	プリント基板加工機	6,146,700	藤沢高等職業 技術校	産業技術短期 大学校	平成25年3月26日

新所属の（ ）は、その後の調査における聞き取りで判明したもの。

## 2 高額機器を巡る状況

書面調査及び実地調査で把握した高額機器を巡る状況は次のとおりである。

### (1) 調査対象高額機器一覧

#### ア 備品 (68点)

所属名	品目名	概要	受入年月日	金額(取得価格)
				円
温泉地学研究所	地震傾斜計	地震動・傾斜の観測	H5.3.25	13,307,600
	地震傾斜計	地震動・傾斜の観測	H4.3.25	13,302,450
	地震傾斜計	地震動・傾斜の観測	H1.2.28	13,269,000
	強震観測テレメータシステム	強震動の観測	H11.3.23	5,359,070
	強震観測テレメータシステム	強震動の観測	H11.3.23	5,359,070
環境科学センター	シャーシダイナモメーター	排気ガス測定における走行状態の再現	H3.4.1	79,999,070
	自動車排出ガス測定装置	自動車の走行状態での排出ガス測定	H3.4.1	59,997,500
	蛍光X線装置	固形物(主に金属類)の元素分析	H3.4.1	32,100,000
	動電型振動実験装置	震動対策の有効性や効果の検証	H3.4.1	25,235,000
	ガスクロフーリエ変換赤外分光装置	油種等の成分分析	H3.4.1	16,707,372
自然環境保全センター	電子顕微鏡	表面構造の観察及び原子分析	H24.3.23	14,175,000
	航空写真セット	過去の森林の概況の調査	H1.12.20	10,047,500
	全自動ろ過機	沢の水を飲料用水等とするろ過	H12.3.31	7,992,800
	原子吸光分光光度計	材料に含まれる元素組成を調査	H4.1.28	6,077,000
	顕微鏡	試料の表面構造の観察	H11.3.31	6,000,000
水産技術センター	遠隔制御設備	無線通信設備の遠隔制御	H9.4.1	34,370,000
	C T D水中部	電気伝導度、温度、水深を観測	H17.10.21	9,765,000
	クリーンルーム	食品中の微生物の培養及び顕鏡の際使用	H9.2.14	5,871,000
	水質モニタリング装置	飼育機器及び飼育水槽の状況を把握	H9.3.21	16,068,000
	紫外線殺菌装置	生物飼育用海水の殺菌	H10.2.25	5,040,000
水産技術C相模湾試験場	動力船	漁業調査船	H6.4.1	168,624,155
	水中カメラ	遠隔操縦で航行する水中ビデオカメラ装置	H18.11.30	15,978,000
	水中カメラ	遠隔操縦で航行する水中ビデオカメラ装置	H5.3.31	7,931,000
農業技術センター	保存培養室	植物栽培用恒温庫	H7.2.15	22,557,000
	クリーンユニット	バイオクリーンルーム	H7.2.20	17,510,000
	グロースキャビネット	植物栽培用人工光恒温庫	S61.9.30	8,470,000
	恒温庫	植物栽培用恒温庫	H7.2.15	12,563,000
	保存培養室	種苗保存用低温庫	H7.2.15	8,549,000
農業技術C北相地区事務所	製茶機	製茶試験のための茶の製造	H3.9.27	6,764,010
農業技術C畜産技術所	人工気象室	気象条件が家畜に与える影響を調査	H8.3.15	66,496,800
	自動環境制御装置	人工気象室の気象条件の制御装置	H6.3.28	16,000,000
	堆肥製造機	家畜ふん等の堆肥処理	H4.3.26	12,689,600
	パーラーストール	乳牛の試験研究のための搾乳	H6.3.28	15,326,400
	液体クロマトグラフ	畜産物のビタミン含量等を測定	H10.3.31	6,000,000

所属名	品目名	概要	受入年月日	金額(取得価格) 円
衛生研究所	質量分析計	違法薬物の検査	H15.5.29	45,799,900
	DNA解析装置	ウイルス遺伝子の塩基配列の解析	H15.5.29	28,675,500
	遠心分離器	遠心分離によるウイルスの濃縮	H3.6.29	10,499,820
	全自動反応測定装置	HIV(エイズウイルス)抗体等の検出	H5.8.20	5,299,350
	溶出試験器	医薬品成分の溶出性の検査	H10.7.30	23,310,000
保健福祉大学	超音波診断装置	筋の運動状態の視覚化	H16.3.31	13,219,500
	誘発筋電図測定装置一式	筋電図,脳波など誘発電位を検査測定	H16.1.30	12,927,495
	多用途筋機能評価運動装置	四肢体幹の筋力を測定	H15.2.26	12,495,000
	神経筋動物実験用具	筋収縮及び神経活動電位等を測定	H15.2.28	10,470,600
	オートクレープ	ラットを飼育するケージの滅菌消毒	H15.2.28	5,423,250
産業技術センター	多核固体用FT-NMR装置	材料の分子構造を詳細に調べる装置	H7.4.1	99,292,000
	レーザ分析システム	短命ラジカルの検出・計測やレーザ蒸着等	H7.4.1	92,185,000
	X線光電子分光分析装置	極表面の元素組成並びに化学結合状態の分析	H7.4.1	87,000,000
	走査型オージェ電子分光分析装置	極表面の元素組成及び元素の面分布の分析	H7.4.1	86,400,000
	イオンビーム加工試験機	イオンを注入し物質表面を改質	H7.4.1	84,975,000
産業技術C工芸技術所	動的粘弾性測定器	塗膜の動的粘弾性を測定	H2.10.24	13,030,000
	木材乾燥装置	熱と風と水蒸気による木材乾燥	S58.11.28	10,700,000
	集塵装置	木工機械室の木粉等を吸引	H7.4.1	5,911,788
	漆乾燥試験装置	漆塗装を恒温恒湿で乾燥	H2.10.19	5,500,000
産業技術短期大学校	スキャナー	製版用フィルム作成及び紙面スキャン	H13.3.28	27,900,000
	マシニングセンター	コンピュータ制御による機械部品等の製作	H8.3.31	27,351,650
	クランクプレス(トルクバックプレス)	板素材に圧力を加え所要の形状を得る	H8.3.31	5,800,000
	塗装室	有機溶剤等での塗装時に強制的に換気を行う	H8.3.31	6,502,000
	数値制御旋盤	コンピュータ制御により円形形状の機械部品を製作	H8.3.31	13,000,000
東部総合職業技術校	レーザー加工機	レーザー光により金属材料を切断	H20.2.15	46,440,765
	マシニングセンタ	コンピュータ制御により金属材料を切削加工	H20.2.21	31,899,000
	旋盤	金属材料の円筒切削	H20.4.1	6,273,000
	フライス盤	金属材料の輪郭や溝などを切削加工	H20.4.1	7,890,000
	ジグ中ぐり盤	金属材料を切削加工(前加工)	H20.4.1	5,500,000
水道水質センター	高速液体クロマトグラフ質量分析計	「陰イオン界面活性剤」の数値を測定	H16.3.29	27,100,000
	高速液体クロマトグラフシステム	農薬類の数値を測定	H21.2.26	26,760,000
	原子吸光分析装置	鉄、亜鉛、マンガン等、金属類の数値を測定	H7.3.24	9,660,000
	TOC分析計	有機物(全有機炭素の量)の数値を測定	H7.3.24	5,510,000
	落射蛍光顕微鏡	病原性原虫等の同定及び計数に使用	H8.11.20	7,685,000
合計		68点		1,673,887,015

イ 借用物品 (31点)

所属名	品目名	概要	受入年月日	期間満了日	金額 (契約総額)
温泉地学研究所	地下水位観測システム	各観測点での地下水位データの収録	H22.10.1	H29.3.31	19,893,510
	地震・地殻変動データ監視・警報処理装置	地震・地殻変動データの異常値の監視・通報等	H22.10.1	H29.3.31	16,894,332
	光波測量装置	レーザー光測定による地盤変動の監視	H22.7.1	H29.3.31	15,717,240
環境科学センター	高速液体クロマトグラフ質量分析計	試料を単一成分に分離し物質の分析を行う	H19.6.1	H26.3.31	42,189,000
	キャニスター濃縮導入装置付ガスクロマトグラフ/質量分析計	ガスを濃縮導入し単一成分に分離し物質の分析を行う	H21.5.1	H28.3.31	35,154,000
	ICP質量分析計	イオン化された原子で微量の金属元素の分析を行う	H25.9.1	H32.8.31	24,043,320
水産技術センター	海象モニタリングシステム	水技C地先海面の海象の連続観測	H24.8.1	H29.7.31	23,744,700
	窒素・リン連続自動分析装置	海水中の栄養塩を測定	H24.10.1	H29.9.30	12,801,600
	海洋気象情報受信システム	各種気象情報を受信し、県内漁業者に配信	H24.8.1	H29.7.31	5,859,000
水産技術C相模湾試験場	相模湾流速モニタリングシステム	超音波流速計による潮流監視システム	H21.12.1	H27.3.31	8,890,560
農業技術センター	ICP質量分析装置	土壌・農産物中の元素分析	H22.5.1	H27.3.31	98,289,870 (一括契約)
	ICP発光分光分析装置	土壌・農産物中の元素分析	H22.5.1	H27.3.31	
	高速液体クロマトグラフィー	農産物中の成分分析	H22.5.1	H27.3.31	
農業技術C畜産技術所	ミルクメーター	乳牛の個体毎の乳量を計測	H21.2.1	H26.1.31	7,371,000
	電気泳動画像解析装置	遺伝子多型解析のための電気泳動画像の解析	H21.2.1	H26.1.31	8,668,800
	偏光吸光度計データ処理装置	堆肥等の複数の重金属を成分分析	H21.2.1	H26.1.31	11,308,500
衛生研究所	高速液体クロマトグラフ/タンデム四重極型質量分析装置	食品中の残留農薬、微量汚染物質等の定性・定量	H24.10.1	H29.9.30	33,988,500
	高速クロマトグラフトリプル四重極イオントラップ質量分析装置	農産物等の農薬検査並びに動物用医薬品検査	H23.5.1	H28.4.30	30,618,000
	ガンマ線スペクトロメーター	環境や食品試料中のガンマ線放出核種の定性・定量	H19.3.20	1年毎自動更新	0
	電子捕獲型検出器/水素炎イオン検出器付ガスクロマトグラフ	食品中の残留農薬、食品添加物等の化学物質の定性・定量	H25.4.1	H26.3.31	128,436
保健福祉大学	表面筋電図に関わる測定機器	表面筋電図データ等をワイヤレスで記録	H23.6.1	H28.5.31	8,435,070
	呼吸代謝測定装置	呼吸ガス分析により3大栄養素の燃焼比率を測定	H25.1.8	H30.1.7	5,342,400
	呼吸代謝測定装置	呼吸ガス分析により3大栄養素の燃焼比率を測定	H22.4.1	H27.3.31	5,166,000
産業技術センター	熱処理再現試験装置	金属材料の熱処理条件を正確に制御して実施	H24.3.1	H29.2.28	50,778,000
	E M I 測定システム	電子機器から発生する電磁ノイズを測定	H24.3.1	H29.2.28	45,798,480
	L C / M S / M S リチウムイオン電池電解液評価分析システム	溶液中に溶けている物質の種類や量を分析	H24.3.1	H29.2.28	29,017,800
産業技術C計量検定所	質量比較器	基準分銅の器差が許容誤差内であるかを検査	H25.7.1	H30.6.30	5,468,400
産業技術短期大学	P C ワークステーション (基幹)	PCのインターネットへの接続、セキュリティ確保	H23.8.29	H28.8.28	28,665,000
	C A D / C A M (3次元造形加工機)	素形材を切削加工して機械部品を製作	H21.4.1	H26.3.31	33,364,800
	通信ネットワーク実験装置	ネットワーク設定やサーバー構築などの実習	H21.4.1	H26.3.31	21,048,800
東部総合職業技術校	自動製図機械システム	建築CADソフトを操作し建築図面を作成	H23.9.1	H28.8.31	12,431,160
合計		31点			641,076,278

衛生研究所の「ガンマ線スペクトロメーター」は、文部科学省（現原子力規制庁）からの無償貸付物品



ウ 不用決定備品（21点）

所属名	品目名	概要	受入年月日	不用決定年月日	金額 (取得価格)
温泉地学研究所	強震観測テレメーターシステム	強震動の観測	H11.3.23	H24.1.13	5,359,070
	強震観測テレメーターシステム	強震動の観測	H11.3.23	H24.1.13	5,359,070
	強震観測テレメーターシステム	強震動の観測	H11.3.23	H24.1.13	5,359,070
環境科学センター	ポータブルFFTアナライザー	騒音や振動の発生原因を推定するための周波数分析	H3.4.1	H24.3.28	9,991,000
水産技術センター	水中自動切離装置	海洋観測に使用される切離装置	H13.10.21	H24.1.31	8,820,000
	多項目水質計	海洋観測に使用される水質計	H6.4.1	H23.12.28	6,798,000
水産技術C相模湾試験場	定置網魚群環境監視装置	魚群探知機で測定したデータを陸上基地へ送信	H5.3.31	H24.1.5	12,463,000
	日記水深水温塩分計	海中に投入し、塩分、水温、水深を測定	H3.3.30	H24.1.5	8,570,000
農業技術C畜産技術所	近赤外分析計	トウモロコシサイレージのタンパク質含量等一般成分を計測	S63.3.28	H23.12.28	11,000,000
	カラスキャンニングスコープ	ロース断面積や背脂肪の厚さを測定	H2.7.2	H23.12.28	6,600,000
	液体クロマトグラフ	発酵飼料（サイレージ）の有機酸を計測	H2.7.26	H23.12.28	5,134,550
衛生研究所	質量分析計	空気中の揮発性有機化合物の濃度を測定	H15.6.13	H25.9.26	13,492,500
	クロマト装置	溶出試験機で溶出した医薬品成分の量を測定	H10.7.30	H25.9.26	5,952,500
保健福祉大学	N A Sサーバ	学内情報ネットワークシステムを構成	H16.3.31	H25.2.19	6,300,000
産業技術センター	大型高性能二重収束質量分析装置	製品中等の微量の有機物質の分子量を分析	S63.12.12	H24.10.15	90,000,000
	プラズマ質量分析装置用アルゴンプラズマ質量分析装置	微量元素の定性・定量分析、同位体・核種の分析等	H7.4.1	H25.10.17	37,939,200
	電子ビーム描画装置	数マイクロメートルの電子回路配線を作製	H7.4.1	H24.3.8	30,900,000
産業技術C計量検定所	基準懸垂はかり試験機	懸垂式のはかりの検定	S37.3.31	H25.10.29	9,480,000
産業技術短期大学校	F Aシステム用自動倉庫	自動生産システムの自動倉庫技術修得	H8.3.31	H24.3.15	16,686,000
	F Aシステム用マシニングセンター	自動化生産ラインシステム上での工作	H8.3.31	H24.3.15	16,171,000
	電子回路用C A D	電子回路図作成や電子回路基板製作	H13.3.28	H24.3.15	30,657,950
合計		21点			343,032,910

## (2) 現物確認の状況

局	機関名	支所等	調査方法	物品調査件数				備考
				備品	借用物品	不用決定備品	現物確認	
安全防災局	温泉地学研究所		書面・実地	5	3	3	5	箱根山中等の遠隔地に設置されている備品2点、借用物品1点については、現物確認を行っていない。
環境農政局	環境科学センター		書面・実地	5	3	1	8	
環境農政局	自然環境保全センター		書面	5	0	0	0	
環境農政局	水産技術センター		書面・実地	5	3	2	8	
		相模湾試験場	書面	3	1	2	0	
環境農政局	農業技術センター		書面・実地	5	3	0	8	
		北相地区事務所	書面	1	0	0	0	
		畜産技術所	書面	5	3	3	0	
保健福祉局	衛生研究所		書面・実地	5	4	2	9	
保健福祉局	保健福祉大学		書面・実地	5	3	1	8	
産業労働局	産業技術センター		書面・実地	5	3	3	8	
		工芸技術所	書面	4	0	0	0	
		計量検定所	書面	0	1	1	0	
産業労働局	産業技術短期大学校		書面・実地	5	3	3	8	
産業労働局	東部総合職業技術校		書面・実地	5	1	0	6	
企業庁	水道水質センター		書面・実地	5	0	0	5	
合計				68	31	21	73	

物品調査件数のうち、産業技術センター計量検定所分については、監査事務局で調査対象として高額機器（備品）1点を抽出したが、不用決定備品となっていたもの。

実地調査を行った際に、備品調査票及び借用物品調査票に記載された物品について、箱根山中など遠隔地に設置されている温泉地学研究所の一部物品を除き、現物確認を実施した。その結果、全て現物が存在し、管理シールが貼付されていることを確認した。

### (3) 高額機器の活用状況

#### ア 調査対象物品の所属別利用状況

調査対象16所属の調査対象物品（備品68点、借用物品31点）のうち、備品19点(27.9%)、借用物品1点(3.2%)が利用低下している状況であった。なお、利用低下機器の詳細はP.40サのとおりである。

所属名	物品調査件数				調査対象物品のうち利用中の機器			調査対象物品のうち利用低下機器			備考
	備品	借用物品	不用決定備品	現物確認	備品	借用物品	計	備品	借用物品	計	
温泉地学研究所	5	3	3	5	4	3	7	1	0	1	
環境科学センター	5	3	1	8	0	3	3	5	0	5	
自然環境保全センター	5	0	0	0	3	0	3	2	0	2	
水産技術センター	5	3	2	8	5	3	8	0	0	0	
水産技術C相模湾試験場	3	1	2	0	3	1	4	0	0	0	
農業技術センター	5	3	0	8	3	3	6	2	0	2	
農業技術C北相地区事務所	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	
農業技術C畜産技術所	5	3	3	0	1	3	4	4	0	4	
衛生研究所	5	4	2	9	4	3	7	1	1	2	
保健福祉大学	5	3	1	8	5	3	8	0	0	0	
産業技術センター	5	3	3	8	5	3	8	0	0	0	
産業技術C工芸技術所	4	0	0	0	2	0	2	2	0	2	
産業技術C計量検定所	0	1	1	0	0	1	1	0	0	0	
産業技術短期大学校	5	3	3	8	5	3	8	0	0	0	
東部総合職業技術校	5	1	0	6	5	1	6	0	0	0	
水道水質センター	5	0	0	5	3	0	3	2	0	2	
合計	68	31	21	73	49	30	79	19	1	20	

イ 高額機器（借用物品）の所属別保有状況

調査対象16所属のうち、12所属が契約総額500万円以上の借用物品を保有しており、合計で124点であった。また、再リース化した当初契約額500万円以上の借用物品は、7所属で134点であった。

所属名	契約総額500万円以上の借用物品数	再リース化した当初契約額500万円以上の借用物品数	備考
温泉地学研究所	14	3	
環境科学センター	24	9	
自然環境保全センター	0	0	
水産技術センター	5	1	
水産技術C 相模湾試験場	1	0	
農業技術センター	9	0	
農業技術C 北相地区事務所	0	0	
農業技術C 畜産技術所	4	0	
衛生研究所	35	5	
保健福祉大学	3	0	
産業技術センター	22	108	
産業技術C 工芸技術所	0	0	
産業技術C 計量検定所	1	0	
産業技術短期大学校	5	3	
東部総合職業技術校	1	5	
水道水質センター	0	0	
合計	124	134	

ウ 高額機器を利用した収入の所属別状況

高額機器を利用した収入があると回答した所属は、調査対象16所属のうち、9所属(56.3%)であり、収入の概要は次のとおりである。

所属名	高額機器を利用した収入		備考
	有無	概要	
温泉地学研究所	有	試験検査(温泉水)	
環境科学センター	無		
自然環境保全センター	無		
水産技術センター	有	漁業無線受託	
水産技術C相模湾試験場	有	調査受託	
農業技術センター	無		
農業技術C北相地区事務所	有	受託事業(茶の葉臭試験)	
農業技術C畜産技術所	有	牛乳売払収入	
衛生研究所	有	依頼検査(食品化学検査、放射能検査)	
保健福祉大学	無		
産業技術センター	有	使用料、依頼検査及び受託検査	
産業技術C工芸技術所	無		
産業技術C計量検定所	無		
産業技術短期大学校	有	在職者訓練13コース	
東部総合職業技術校	無		
水道水質センター	有	依頼検査(流木チップの放射能検査)	

## エ 高額機器の他機関との共同利用や外部貸付けについての所属別状況

高額機器について、他機関との共同利用又は外部貸付けを行っている所属は、調査対象16所属のうち4所属(25.0%)であり、県試験研究機関同士等の共同利用の仕組みには参加しているが共同利用の実績がない所属が10所属(62.5%)あった。これらの所属では、共同利用については、災害時等の緊急事態を想定しており、同じような機器であっても、機関ごとに検査対象が異なり求められる精度が違っていること、検査対象によっては機器の汚染が考えられること、それぞれの検査のために機器がカスタマイズされていることなどから、平常時には共同利用が困難であるとしていた。

所属名	他機関との共同利用や外部貸付け状況		備考
	有無	概要	
温泉地学研究所	無	県試験研究機関の共同利用の仕組みに参加しているが実績なし	データの共同利用は実施
環境科学センター	無	県試験研究機関の共同利用の仕組みに参加しているが実績なし	
自然環境保全センター	有	展示品(ジオラマ)の外部貸付け有り 共同利用は県試験研究機関の共同利用の仕組みに参加しているが実績なし	
水産技術センター	無	県試験研究機関の共同利用の仕組みに参加しているが実績なし	データの共同利用は実施
水産技術C相模湾試験場	無	県試験研究機関の共同利用の仕組みに参加しているが実績なし	
農業技術センター	無	県試験研究機関の共同利用の仕組みに参加しているが実績なし	
農業技術C北相地区事務所	無	県試験研究機関の共同利用の仕組みに参加しているが実績なし	
農業技術C畜産技術所	無	県試験研究機関の共同利用の仕組みに参加しているが実績なし	
衛生研究所	無	県試験研究機関同士及び県5市連携の共同利用の仕組みに参加しているが実績なし	
保健福祉大学	無		支所(実践教育センター)の授業での機器活用はある。
産業技術センター	無	県試験研究機関の共同利用の仕組みに参加しているが実績なし	
産業技術C工芸技術所	無		
産業技術C計量検定所	無		
産業技術短期大学校	有	技能検定実施にあたり、旋盤、フライス盤及び動力プレスを神奈川県職業能力開発協会に無償で貸付け	
東部総合職業技術校	有	技能検定実施にあたり、塗装ブースを神奈川県職業能力開発協会及び神奈川県工業塗装協同組合に無償で貸付け	
水道水質センター	有	寒川浄水場及び谷ヶ原浄水場と相互に融通	緊急時には他の水道事業体と相互に検査依頼できる体制あり

(4) 高額機器の維持管理（更新、保守点検、処分等）

ア 高額機器の導入方針及び検討方法の所属別状況

各所属における高額機器の導入方針及び検討方法は、次のとおりである。

所属名	高額機器の導入方針及び検討方法	備考
温泉地学研究所	所長・研究課長及び担当職員を含めた機器整備部会などで検討。原則としてリースによる導入。	
環境科学センター	毎年、所長が指定した委員による機器整備委員会で更新計画を策定。新たな研究検査用機器はリースで調達することとしている。	
自然環境保全センター	導入方針は所長以下幹部職員で決定し、導入時の検討は所の機種選定委員会で行う。	
水産技術センター	導入方針は平成23年2月に策定した中期機関運営計画で定めており、導入時の検討は所の機種選定委員会で行う。	
水産技術C相模湾試験場	導入方針は本所と同じ。導入時の検討は必要に応じて試験場の機種等選定会議で行う。	
農業技術センター	試験研究機器導入の検討会又は農機具運営委員会で必要性等を検討し、所属長に報告し決定する。	
農業技術C北相地区事務所	機器の導入に際しては、地区事務所長及び研究課員で検討を行い、本所での機器等の導入に関する会議に諮っている。	
農業技術C畜産技術所	所幹部会議で所全体の方針を決定。原則としてリースでの導入。導入時の検討は技術所の機種等選定会議で行う。	
衛生研究所	厳しい財政状況の中で、現状では機器の整備・更新は非常に困難であり、基本的には壊れたもの等について所内の部長会議等で協議し、要望している。	
保健福祉大学	導入方針は、各学科内で必要性を検討し、学長以下の幹部職員が大学としての優先順位を決定。導入時の検討は大学の機種選定委員会で行う。	
産業技術センター	「ものづくり支援基盤整備事業費における機器整備基本方針」を25年度に策定。導入時の検討はセンターの機種選定委員会で行う。	
産業技術C工芸技術所	原則としてリース方式により導入。導入時の検討はセンター（本所）の機種選定委員会で行う。	
産業技術C計量検定所	導入方針は所長以下幹部職員で決定。原則としてリースでの導入。導入時の検討は検定所の機種等選定会議で行う。	
産業技術短期大学校	業務に支障が生じている機器から優先的に更新。限られた予算の中で職業訓練教育の充実に資する機器を導入。国から国庫補助金を活用して機器を整備する場合は、リースではなく購入するよう指導されている。	
東部総合職業技術校	業務に支障が生じている機器から優先的に更新。限られた予算の中で職業訓練教育の充実に資する機器を導入。国から国庫補助金を活用して機器を整備する場合は、リースではなく購入するよう指導されている。	
水道水質センター	導入方針は水道水質基準等の改正状況及び機器の老朽化を考慮し決定。導入時の検討はセンターで原案を作成し、当所の予算執行権がある寒川浄水場機種選定委員会で行う。	

イ 高額機器の更新計画についての所属別状況

高額機器の更新計画があると回答した所属は、調査対象16所属のうち、11所属(68.8%)であり、更新計画の概要は次のとおりである。

所属名	高額機器の更新計画		備考
	有無	概要	
温泉地学研究所	無	以前は作っていたが、現状では予算削減の中で検討しようがない	
環境科学センター	有	毎年、所の機器整備委員会で更新計画を策定	
自然環境保全センター	無		
水産技術センター	有	平成23年2月に試験研究機器の更新計画を策定	
水産技術C相模湾試験場	有	漁業調査船と自走式水中ビデオカメラの更新計画	
農業技術センター	無	所の予算枠内で調整	
農業技術C北相地区事務所	有	本所の試験研究機器リース会議や農機具運営委員会への要望	
農業技術C畜産技術所	有	平成25年度に5年間の更新計画を作成	
衛生研究所	無	更新の必要性の高い機器は把握し、積極的に要望している	
保健福祉大学	有	4年前に作成したが、予算の制限により計画に基づく更新は行えない状況	
産業技術センター	有	試験研究機器更新計画を作成	
産業技術C工芸技術所	有	レーザー彫刻機の更新計画を作成し本所に要望中	
産業技術C計量検定所	無		
産業技術短期大学校	有	本課主催の教務関連課長等会議で訓練機器の更新計画を策定	
東部総合職業技術校	有	本課主催の教務関連課長等会議で訓練機器の更新計画を策定	
水道水質センター	有	水道事業経営計画に基づく	

ウ 高額機器導入(更新)に当たっての課題について(主な回答)

調査対象16所属のうち、高額機器導入(更新)に当たっての課題として、9所属(56.3%)が「機器が老朽化しているが、予算的な制約で更新が困難」を掲げており、予算の制約から老朽化した機器を使用せざるを得ない状況の所属が多かった。

課題の内容	箇所数
機器が老朽化しているが、予算的な制約で更新が困難。	9
国の基準改正等に伴い追加予算が必要な場合がある。	1
機器の特殊性からリース品が存在しない。	1
機器の特殊性から取り扱うリース会社が限られ入札不調となる例が多い。	1

複数回答あり



エ 高額機器の再リースの際の検討について（主な回答）

高額機器の再リースの際のトータルコスト、費用対効果、再リース価格の妥当性等の検討については、調査対象16所属のうち、4所属(25.0%)が特に検討を行っていない状況であった。

検討の内容	箇所数
当初契約額の概ね10%で契約しており、特に検討を行っていない。	4
再リース料が、一般的な当初契約額の10%ではない場合に、見積書を徴して内容を確認している。	1
予算の制約により、現状では新規導入との比較や再リースによる修理費用の増加といった観点からの比較検討ができない。	1
機器を無償で修理できる内容で再リース契約できるか費用対効果を含めて検討。	1
予算の制約により購入による更新が困難で、現行機器でも事業に問題がない場合、再リースを含めて検討。	1

オ 再リースの問題点について（主な回答）

高額機器の再リースの問題点として、調査対象16所属から回答が多いものとして、5所属(31.3%)が「再リースにより、メンテナンス契約がなくなり、高額な修理代や保守点検料が別途生じている。」を、4所属(25.0%)が「再リースを繰り返す間にメーカーの修理対応期間が終了し、修理不能となるケースがある。」を掲げていた。

問題点の内容	箇所数
再リースにより、メンテナンス契約がなくなり、高額な修理代や保守点検料が別途生じている。	5
再リースを繰り返す間にメーカーの修理対応期間が終了し、修理不能となるケースがある。	4
再リース機器を新機種に更新するには予算の大幅な増額（約10倍）が必要となるため更新できない。	2
修理保証を付けた再リース契約に応じてもらえないケースがある。	2
老朽化により機器の精度の維持が困難。	1
コンピュータ関連機器で、ソフトのバージョンが古くなり社会一般で使用されているのものと乖離が生じ、事業に影響する。	1

複数回答あり

## カ 高額機器に係る任意帳簿類の所属別作成状況

高額機器の管理に係る所属独自の帳簿類の作成状況は次のとおりであった。

使用簿は、調査対象16所属のうち、一部作成を含め7所属(43.8%)で作成していた。保守点検・修繕履歴簿は、調査対象16所属のうち、一部作成を含め9所属(56.3%)で作成していた。借用物品台帳以外の予算管理等に用いるための独自の一覧表等は、調査対象16所属のうち、一部作成を含め8所属(50.0%)で作成していた。

所属名	使用簿	保守点検・修繕履歴簿	借用物品台帳以外の独自の一覧表等(二重管理)	備考
温泉地学研究所	未作成	一部作成 (観測機器のみ)	一覧表を別途作成	
環境科学センター	作成	未作成	一覧表を別途作成	
自然環境保全センター	未作成	一部作成	一部について、一覧表を別途作成	
水産技術センター	一部作成 (常時稼働以外)	一部作成	担当者メモで管理	
水産技術C相模湾試験場	作成	未作成	未作成	
農業技術センター	一部作成	一部作成	副簿(個別品目別)を別途作成	
農業技術C北相地区事務所	未作成	未作成	高額借用物品なし	
農業技術C畜産技術所	未作成	未作成	一覧表を別途作成	
衛生研究所	概ね作成	概ね作成	一覧表を別途作成	
保健福祉大学	未作成	未作成	未作成	
産業技術センター	作成	作成 (データベース管理)	所独自にデータベース管理	
産業技術C工芸技術所	未作成	未作成	高額借用物品なし	
産業技術C計量検定所	未作成	実績なし (新規導入機器のため、今後作成予定)	未作成 (管理状況を把握するための履歴表は作成)	
産業技術短期大学校	未作成	一部作成	未作成	
東部総合職業技術校	未作成	一部作成	未作成	
水道水質センター	概ね作成	概ね作成	借用物品なし	
合計	作成 3 概ね作成 2 一部作成 2 未作成 9	作成 1 概ね作成 2 一部作成 6 未作成 6 実績なし 1	独自一覧表等作成(一部を含む) 8 未作成 5 借用物品なし 3	

キ 高額機器の使用上の課題について（主な回答）

高額機器の使用上の課題として、次のような回答があり、機器の老朽化及び修理費用や運用経費等の予算不足を掲げている所属が多かった。

課題の内容	箇所数
機種が古く、故障した場合は修理不能又は修理不能のおそれがある。	9
老朽化により、故障が頻発している。	7
休止中の機器について、再稼働するには多額のオーバーホール経費や新たな設備が必要。	4
老朽化により、観測データの安定性や精度に欠ける。	4
故障した場合に高額な修理費用が見込まれるが、予算確保が困難。	3
運用経費（電気料や通信料など）の不足が懸念される。	3
使用に際し、高度な専門知識が必要で、操作を行う職員の技術の継承が課題。	3
機器のコンピュータ部分のOSサポート終了により使用できなくなる機器がある。	2
本来、消耗部品の交換等定期的な保守点検が必要だが、予算の制約により実施できない。	2
消耗品の生産中止	1

複数回答あり

ク 消耗品費等の制約による高額機器の使用制限の所属別状況

消耗品費等の制約により高額機器の使用に制限が発生している所属は、調査対象16所属のうち、5所属(31.3%)であった。

所属名	消耗品費等の制約による使用制限		備考
	有無	概要	
温泉地学研究所	無		電気代・通信費不足の懸念有り
環境科学センター	有	ヘリウムガスの供給不足	電力量の管理による時間調整有り
自然環境保全センター	有	ポラロイドフィルムの生産中止	
水産技術センター	無		
水産技術C相模湾試験場	有	調査船の燃料代減額による調整	
農業技術センター	無		電力量の管理による時間調整有り
農業技術C北相地区事務所	無		
農業技術C畜産技術所	有	電気代等の制約	
衛生研究所	無		使用制限の懸念有り
保健福祉大学	有	電気代等の制約	
産業技術センター	無		
産業技術C工芸技術所	無		
産業技術C計量検定所	無		
産業技術短期大学校	無		
東部総合職業技術校	無		
水道水質センター	無		

ケ 借用物品新規導入時におけるリース料設計時のリース料率の設定状況  
 借用物品の新規導入時におけるリース料設計の際に、リース料率を設定して積算を行っているのは、調査対象16所属のうち、10所属(62.5%)であった。

所属名	リース料設計時におけるリース料率の設定		備考
	有無	概要	
温泉地学研究所	有	近年に契約したリース物品の契約額からの推計や関連ホームページからの資料を参考としている。	
環境科学センター	有	各県の設備貸与資金のリース料率などを調査し参考としている。	
自然環境保全センター	有	公表価格や参考見積の価格に一般的なリース料率を反映させて積算。	
水産技術センター	有	インターネット等により、一般的な料率の確認をし、比較を行っている。	
水産技術C相模湾試験場	有	(公財)神奈川産業振興センターのリース料率を参考にしている。	
農業技術センター	有	(一財)建設物価調査会発行の「物価資料」等を参考に料率を設定している。	
農業技術C北相地区事務所	無	2者以上からリース料の参考見積を徴取して積算。	
農業技術C畜産技術所	無	リース料の参考見積を徴取して積算。	
衛生研究所	有	(公財)神奈川産業振興センターのリース料率を参考にしている。	
保健福祉大学	有	(一財)建設物価調査会発行の「物価資料」を参考に料率を設定している。	
産業技術センター	有	インターネットで、最新のリース料率の相場を確認している。	
産業技術C工芸技術所	無	複数業者からリース料の参考見積を徴取して積算。	
産業技術C計量検定所	無	リース料の参考見積を徴取して積算。	
産業技術短期大学校	無	リース料の参考見積を徴取して積算している。	
東部総合職業技術校	有	機器を購入した場合の参考見積を徴取し、インターネットで調べたリース料率を元に計算している。	
水道水質センター	無	借用物品の該当がない。	

コ 高額機器の保守上の問題点について（主な回答）

高額機器の保守上の問題点として、メーカーの部品保有期間が過ぎたことによる修理不能や耐用年数の経過による故障の頻発を掲げている所属（15所属）が多かった。

機械等の製品の機能を維持するために必要な部品（性能部品）の保有期間は法令で定められているものではなく、一般的に製造物責任法（PL法）における製造物の責任期間（10年）や過去の通産省通達等を参考にし、各製品事業者が自主的な内規等で定めている（家電製品では製造中止後8～5年の例が多い。）。

調査対象所属で保有する535点の高額機器のうち、平成12年度以前に導入した機器が367点（68.6%）あり、製品の製造期間を3年程度と仮定すると、これらの機器については、製造中止後10年を経過していると考えられるので、各所属が保守上の懸念を示したものと思われる。

問題点の内容	箇所数
メーカーの交換・補修部品の保有期間が過ぎたため故障した場合、修理不能な機器がある。	9
老朽化により故障が多くなっているが、交換・補修部品の確保が難しくなっている。	2
耐用年数を大幅に過ぎ故障が頻発している機器がある。	2
メーカーから点検は行うが保証はできないと言われている機器がある。	1
海外製で国内で修理できない機器があり、古くなった場合、海外に送っても修理できず費用だけ発生するリスクがある。	1
機器のコンピュータ部分のOSサポート終了により使用できなくなる機器がある。	1
保守点検費用が高額で、予算的な制約により十分な点検ができない。	1
再リース化により保守点検料が別契約となり予算の確保が必要。	1

複数回答あり

サ 利用低下している高額機器の所属別状況

利用低下している高額機器は、調査対象16所属のうち、8所属(50.0%)で23点(個別調査票対象外3点を含む。)あった。

所属名	利用低下高額機器			
	有無	品目名 (取得時期)	理由	今後の予定
温泉地学研究所	有	強震観測テレメーターシステム (H11.3.23)	観測機器故障時の交換用	県内10箇所に同型機を設置しており、観測の継続のため、故障時の交換用に保管する必要がある。
環境科学センター	有	動電型振動実験装置 (H3.4.1)	研究等の行政ニーズがなくなったため休止中	行政環境の変化により、再び必要になった場合は、データ処理系のコンピュータを再整備し、メンテナンスを行う必要がある。
		シャーシダイナモメーター及び自動車排出ガス測定装置 (H3.4.1)(計2台)	同上	行政環境の変化により、再び必要になった場合は、部品や制御系コンピュータを交換し、オーバーホールを行う必要がある。
		蛍光X線装置 (H3.4.1)	修理部品の製造打ち切りにより使用不能	不用決定し、廃棄した。 (H25.12不用決定、H26.3廃棄済)
		ガスクロフーリエ変換赤外分光装置 (H3.4.1)	同上	一部の部品を借用物品(ガスクロクロマトグラフ質量分析計)に昨年度取り付けたが、今後部品取りの予定はないため不用決定し、廃棄した。 (H25.12不用決定、H26.2廃棄済)
		残響室測定装置(個別調査票対象外) (H3.4.1)	研究等の行政ニーズがなくなったため休止中	行政環境の変化により、再び必要になった場合は、オーバーホールを行う必要がある。
		大気常時監視用データ処理装置(個別調査票対象外) (H3.4.1)	オンライン使用可能な他機器を使用しており、休止中	不用決定し、廃棄した。 (H26.1不用決定、H26.3廃棄済)
自然環境保全センター	有	原子吸光分光光度計 (H4.1.28)	ドラフトチャンバー(有害物質を排気する装置)が無いと利用できないが、再整備が財政状況により無期延期となり、設備上の問題で稼働できない。	現在不用物品の廃棄に向けて洗い出しを行っており、今後、廃棄を検討する。
		顕微鏡 (H11.3.31)	経年劣化によりノイズがひどく、修理しても除去できない。また、ポラロイドフィルムの生産中止。	現在不用物品の廃棄に向けて洗い出しを行っており、今後、廃棄を検討する。
水産技術センター	無			
水産技術C相模湾試験場	無			
農業技術センター	有	クリーンユニット (H7.2.20)	研究終了により休止中	研究の必要があれば、稼働させるが、多額の光熱水費等の維持費が必要になる。
		グロースキャビネット(陽光恒温庫) (S61.9.30)	研究終了及び光源故障により休止中	研究の必要があれば、光源を修理して稼働させるが、多額の修理費用や光熱水費等の維持費が必要になる。
農業技術C北相地区事務所	無			
農業技術C畜産技術所	有	人工気象室 (H8.3.15)	運転経費及び点検修理代が多額にかかり、予算の確保が困難なため、試験設定を中止。	環境実験棟の一部であるため、処分は困難。また、大きな環境制御を行わないで出来る試験には使用可能なため処分しない。
		自動環境制御装置 (H6.3.28)	運転経費及び点検修理代が多額にかかり、予算の確保が困難なため、試験設定を中止。	環境実験棟の一部であるため、処分は困難。また、大きな環境制御を行わないで出来る試験には使用可能なため処分しない。
		堆肥製造機 (H4.3.26)	現在の試験課題では、使用する必要が無く、通常の飼養管理に使用するには運転経費や付帯装置の更新経費がかかるため使用休止中。	今後も試験課題の設定によって使用するため、不用決定しない。
		液体クロマトグラフ (H10.3.31)	故障により使用不能のため	新たな機器が導入されているため、年度内に不用決定し、廃棄する予定。(予算次第で来年度以降廃棄予定)

所属名	利用低下高額機器			
	有無	品目名 (取得時期)	理由	今後の予定
衛生研究所	有	電子捕獲型検出器 (ECD)/水素炎イオン検 出器(FID)付ガスクロ マトグラフ (H20.4.1)	行政依頼検査が少ないため	検査能力確保のため使用頻度が低くとも 必要
		クロマト装置(個別調 査票対象外) (H15.6.13)	アレルギープロジェクトの 終了及び使用する研究者が 退職	今年度アレルギー分野の中堅研究員を1 人採用したので、業務状況を見ながら機 器をどうするか検討する。
		全自動反応測定装置 (H5.8.20)	HIV検査法の変更	遊休物品登録を行い、管理換えできない 場合は不用決定の手続きを行う。 (H25.11.26登録)
保健福祉大学	無			
産業技術センター	無			
産業技術C 工芸技術所	有	動的粘弾性測定器 (H2.10.24)	パソコン部分の老朽化及び 修理部品が製造中止のため	本所への所管替えも考えているが、修理 費(PCのバージョンアップ等)及び移 動費用が高額なため見込みが立たない。
		漆乾燥試験装置 (H2.10.19)	故障しているが、製造メー カーが倒産したため修理が 出来ない	修理可能な他の業者を探るか、不用決定 廃棄処分も考え検討していく予定。
産業技術C 計量検定所	無			
産業技術短期大学校	無			
東部総合職業技術校	無			
水道水質センター	有	原子吸光分析装置 (H7.3.24)	検査の一部外部委託化によ る	水道法に基づき水源調査などの検査能力 を確保するため保有する必要がある。
		T O C 分析計 (H8.11.20)	検査の一部外部委託化によ る	水道法に基づき水源調査などの検査能力 を確保するため保有する必要がある。
合計		8 所属 2 3 品目		

## シ グループウェア(遊休物品登録リスト)の活用状況について(主な回 答)

遊休物品が発生した場合のグループウェア(遊休物品登録リスト)の活  
用については、調査対象16所属のうち、11所属(68.8%)が利用していない状  
況であった。

活用状況	箇所数
特殊な機器が多く、他所属での利活用が想定できないため、利用 していない。	6
機器が老朽化し、他所属での利活用が想定できないため、利用し ていない。	3
設備的な機器が多く移設が困難であり、他所属での利活用が想定 できないため、利用していない。	1
修理不能又は高額な修理費が必要なものとなるため、遊休物品登 録リストに登録しにくい。	1
不用な物品が出た場合は活用している。	1
知事部局との間では有償譲渡が想定され、現実的には活用が難し いため、利用していない。	1
特殊な機器が多いため参考程度に活用している。	1

ス 高額機器の管理換え（払い）の所属別活用状況

遊休状態となった高額機器について、平成23年度以降に他所属に管理換えを行ったのは1所属1点のみであった。

所属名	管理換え(払い)の活用状況			備考
	有無	点数	概要	
温泉地学研究所	無			
環境科学センター	無			
自然環境保全センター	無			
水産技術センター	無			
水産技術C相模湾試験場	無			
農業技術センター	無			
農業技術C北相地区事務所	無			
農業技術C畜産技術所	無			
衛生研究所	有	1	H25.1にスペクトロメーターを危機管理対策課に管理換え（更新に伴うもの）	
保健福祉大学	無			
産業技術センター	無			
産業技術C工芸技術所	無			
産業技術C計量検定所	無			
産業技術短期大学校	無			
東部総合職業技術校	無			
水道水質センター	無			
合計		1		

セ 不用物品の処分に当たっての課題について（主な回答）

不用物品の処分に当たっての課題として、調査対象16所属のうち、6所属(37.5%)が処分経費の予算不足についての懸念を、4所属(25.0%)が実際に予算不足により処分が制限されている状況を掲げていた。

課題の内容	箇所数
処分経費の予算確保が課題であり、予算が不足する懸念がある。	6
予算の制約により処分が制限される状況である。	2
設備と一体となっている機器があり、移設・処分には相当の経費を要するため対応困難な状況。	2



ソ 調査対象不用決定備品の類型別不用決定理由

個別調査票（不用決定備品調査票）で調査対象とした不用決定備品21点の類型別不用決定理由は次のとおりであり、修理不能によるものが15点（71.4%）と大半を占めていた。

不用決定理由	点数
修理不能	15
老朽化による使用不能	3
性能の低下及び故障（更新に伴うもの）	1
ソフトのライセンス切れ	1
現物確認に伴う会指第76号通知による処理	1
合計	21

タ 不用決定後に未処分の高額機器の所属別状況

不用決定後に未処分となっている高額機器は、調査対象16所属のうち、2所属（12.5%）で4点あり、いずれも未処分の理由は予算不足によるものであった。

所属名	不用決定後未処分の高額機器			
	有無	品目名 (不用決定時期)	理由	今後の予定
温泉地学研究所	無			
環境科学センター	無			
自然環境保全センター	無			
水産技術センター	無			
水産技術C相模湾試験場	無			
農業技術センター	無			
農業技術C北相地区事務所	無			
農業技術C畜産技術所	有	近赤外分析計 (H23.12.28)	例年、執行残を利用して処分する計画だが、2年間執行残が少なかったため処分出来なかった。	今年度の執行残で年度内に廃棄処分予定であり、不足した場合は予算要求する予定。
		カラスキャンニングスコープ (H23.12.28)	例年、執行残を利用して処分する計画だが、2年間執行残が少なかったため処分出来なかった。	今年度の執行残で年度内に廃棄処分予定であり、不足した場合は予算要求する予定。
		液体クロマトグラフ (H23.12.28)	例年、執行残を利用して処分する計画だが、2年間執行残が少なかったため処分出来なかった。	今年度の執行残で年度内に廃棄処分予定であり、不足した場合は予算要求する予定。
衛生研究所	無			
保健福祉大学	無			
産業技術センター	無			
産業技術C工芸技術所	無			
産業技術C計量検定所	有	基準懸垂はかり試験機 (H25.10.29)	その大きさから建物の解体及び処分費がかかるため	現時点では撤去の見通しを立てることが困難。
産業技術短期大学校	無			
東部総合職業技術校	無			
水道水質センター	無			

チ 国庫補助や起債により購入した高額機器の処分制限年数の所属別把握状況

国庫補助や起債により購入した高額機器の処分制限年数について、4所属が把握しており、2所属が把握しておらず、10所属が該当なしであった。

所属名	高額機器の処分制限年数の把握状況		備考
	状況	概要	
温泉地学研究所	該当なし		
環境科学センター	該当なし		
自然環境保全センター	該当なし		
水産技術センター	把握していない	旧台帳上、国庫補助物品である旨の記載がないことは確認したが、導入時の国庫補助の状況を把握できていない。	把握できていない機器は耐用年数を経過しており、実務上問題は生じない。
水産技術C相模湾試験場	該当なし		
農業技術センター	把握している	放射能測定器（耐用年数5年）	
農業技術C北相地区事務所	該当なし		
農業技術C畜産技術所	該当なし		高額機器以外では、処分制限は耐用年数とされており把握している。
衛生研究所	把握していない	溶出試験器	把握できていない機器は耐用年数を経過しており、実務上問題は生じない。
保健福祉大学	該当なし		
産業技術センター	該当なし		
産業技術C工芸技術所	把握している	処分制限期間は耐用年数と同じ。	
産業技術C計量検定所	該当なし		
産業技術短期大学校	把握している	本課（産業人材課）に確認して把握。	
東部総合職業技術校	把握している	本課（産業人材課）に確認して把握。	
水道水質センター	該当なし		

(5) 物品管理制度全般についての所属の主な意見

物品管理制度全般についての調査対象16所属からの意見では、回答が多いものとして、5所属(31.3%)が管理シールの見直しを、3所属(18.8%)が備品の基準額の見直しを掲げていた。

意見の概要	箇所数
管理シールの材質（紙）や大きさの理由で貼れない機器があるので見直して欲しい。（一律に貼付を義務付けないで欲しい。）	4
県の備品の基準「5万円以上」を国の基準「10万円以上」に統一して欲しい。	3
耐用年数を大幅に経過した備品については、更新を義務付けるような物品管理制度上のルールを確立し、予算編成に反映されるような仕組みが望まれる。	2
研究の終了を理由として不用決定を行うことができるか、現状では判断が困難なため、明確な判断基準を示して欲しい。	1
管理シールについて、セット管理の場合、いくつも同じ番号のものが発生して不明確になる。	1
備品台帳について、画面で確認できる記載量が限られ、すべての内容が表示されないため使いづらい。	1
備品台帳には数量の項目があるが、1か0しか入力できないので、同一物品を同時に複数購入した場合に欄を活用した方が良い。	1
県の教育機関で教授用に使用する備品については、教授用具類として分類することになっているが、例えばパソコンなどで同じ機器が別分類（事務用機器類と教授用具類）となる事例が発生しており、分かりにくくなっているため、一定の基準で統一する必要があると思われる。	1
バックアップデータの保存をメディア等に登録して保存するのは、情報セキュリティに逆行するものと思われる。	1
機器等の特殊性、使用実態などから、導入に際し、一般競争入札やオープンカウンターにそぐわないものが多いので考慮して欲しい。	1
たとえ高額な機器であっても、使用実態によって、損傷や劣化が激しいものがあり、更新の期間が短くなることを理解して欲しい。	1

複数回答あり